
平成31年 第2回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成31年3月22日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成31年3月22日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第2号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議案第3号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第4号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第5号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第6号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第7号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第8号 平成30年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第9号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 南部町農産物加工施設条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町体育施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 平成31年度南部町一般会計予算

- 日程第21 議案第20号 平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成31年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成31年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成31年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成31年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成31年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成31年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成31年度南部町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成31年度南部町病院事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成31年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第33 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第34 陳情第1号 2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書
(追加議案)
- 日程第35 議案第33号 南部町教育委員会教育長の任命について
- 日程第36 発議案第1号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第37 発議案第2号 高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書
- 日程第38 発議案第3号 米軍基地負担軽減に関する意見書
- 日程第39 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第2号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議案第3号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第4号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第5号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第6号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第7号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第9 議案第8号 平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第9号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 南部町農産物加工施設条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町体育施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 平成31年度南部町一般会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成31年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成31年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成31年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成31年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成31年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成31年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成31年度南部町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成31年度南部町病院事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成31年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第33 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第34 陳情第1号 2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書

(追加議案)

日程第35 議案第33号 南部町教育委員会教育長の任命について

日程第36 発議案第1号 地方行政調査特別委員会の設置について

日程第37 発議案第2号 高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書

日程第38 発議案第3号 米軍基地負担軽減に関する意見書

日程第39 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（13名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
4番 長束 博信君	5番 白川 立真君
6番 三鴨 義文君	7番 仲田 司朗君
8番 板井 隆君	9番 景山 浩君
10番 細田 元教君	11番 井田 章雄君
12番 亀尾 共三君	13番 真壁 容子君
14番 秦 伊知郎君	

欠席議員（1名）

3番 滝山 克己君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	橋 田 和 美君
		書記	石 谷 麻衣子君
		書記	田 中 優 美君
		書記	稲 田 美沙子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	松 田 繁君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君

総務課長	大塚	壮君	総務課課長補佐	藤原	宰君
企画監	本池	彰君	企画政策課長	田村	誠君
防災監	種	茂美君	税務課長	伊藤	真君
町民生活課長	岩田	典弘君	子育て支援課長	仲田	磨理子君
教育次長	板持	照明君	総務・学校教育課長	安達	嘉也君
病院事務部長	中前	三紀夫君	健康福祉課長	糸田	由起君
福祉事務所長	岡田	光政君	建設課長	田子	勝利君
産業課長	芝田	卓巳君	監査委員	仲田	和男君

午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

2番、荊尾芳之君、4番、長束博信君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第2号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長でございます。議案第2号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）について審査の結果、賛成多数で可決すべきと

決しました。

賛否御意見がありましたので、報告します。まず、反対者の御意見ですが、プレミアム付商品券の事務経費補正予算について反対。この事業は低所得者対策にならない。消費税の増税にも反対であり、プレミアム付商品券事務経費についても反対する。

次に、賛成者の御意見ですが、プレミアム付商品券の事務経費の補正予算は10割国庫補助であり、消費税の増税に対する国の適正な施策であるという理由で賛成するという御意見でした。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。議案第2号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）、これに反対するものです。

9月議会のときにも言いましたが、1次産業にかかわる予算、これが余りにも積み残しが多かった、このことを9月議会には指摘しておりました。今回の3月議会における補正予算においても、細田議員も同じような意見を述べられておられます。今回、補正予算で組んだのが余りにも1次予算を残すような形であった、補正予算そのものが間違っていたのではないか、その点から反対させていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 私は、平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）、賛成の立場から討論させていただきます。

これは委員会の、予算を残すという問題で、今、同僚議員から反対という話が出ましたが、これはその予算をしっかりと計画的に見積もっていなかったとか、予算が使われるように進捗の管理だとか、使う人のバックアップをしなかったといった問題もあるかもしれませんが、多くの予算で補正がかかっているのが、例えば農業関係とか、役場がみずからの立てた予算を着実に執行していくのではなくて、町民、民間の皆さんに使っていただく予算が多く残って補正がかかっています。これ、いい面も悪い面もあると思いますが、一つ、その補助制度を使う私たちの立場、町民の立場からすれば、当初考えていたけども、なかなか状況が変わってそれを使うこと

ができなかった、ないしは思っていた以上に経費がかかることがわかったので、やむなく取りやめた、そういったことにも柔軟に対応していった結果であろうかなというふうに思います。もちろん、いい面だけではなくて、もっとしっかりバックアップをしなければいけないということもあろうかとは思いますが、一概にこれをもって反対ということは言えないんだろうなというふうに思います。

それと、2点ほど上げさせていただきますが、がんばれふるさと寄付、これも国の制度ではありますが、従来のプレミアム付商品券は、言ったら無差別、誰でもが買えるということで、これはこれで非常にありがたかった制度ですが、その際、反対の意見として出たのが、高所得者にも低所得者にも変わらないメリット、どちらかといえばたくさん買える高所得者のほうにメリットが大きいんじゃないかといったような反対意見がたしか出たように記憶をしております。今回は消費税引き上げということもあって、経済的になかなか厳しい状況に置かれてる方を対象とした制度ということで、これは反対をすべきではないというふうに思いますし、がんばれふるさと寄付も一生懸命頑張っていたいただいた結果、当初予定をしていた金額以上の御寄附をいただいたということの補正です。以上をもちまして賛成すべきということで討論とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。議案第2号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）、これについて反対いたします。

反対する課題は1点でございます。プレミアム付商品券の発行の事業であります。これ今度、当初予算に関連するんですけども、実はこのプレミアム付商品券は、説明書を見ますと低所得者あるいは子供に対してのプレミアム付商品券を発行すると、この事務手続のための予算なんですね。私見ますと、これ思うんですけども、消費税は低所得者にも取るんですよ。取っておきながら、それでも申しわけないからプレミアム付商品券でも出そうかと、低所得者に、そういう考えだと思います。これは国が考えることですので、それに付随して地方自治体もそれに対する事務手続の予算を組んだということなんですけども、しかし、考えますと、これは、よくこれを見ますと購入対象者のことなんですけどあって、使えるのは10月から翌年3月まで、半年間なんですね。そういう状況で、どうしても欲しい品物があればこの際使おうかということもあるかもしれませんが。あるいは日常生活に必要なものはその都度買われると思うんですけども、しかし、根本からすると、最初申し上げましたように、低所得者対策と言うんだけれども、それなら低所得

者も消費税に対する負担がふえるわけなんですから、当初からやるべきでないことであって、そのことを主張して反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第3号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第3号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第3号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第5 議案第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第4号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 議案第4号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第4号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第6 議案第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第5号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第5号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第5号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第7 議案第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第6号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 議案第6号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 8、議案第 7 号、平成 3 0 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 7 号、平成 3 0 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 7 号、平成 3 0 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 9、議案第 8 号、平成 3 0 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 号、平成 3 0 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第8号、平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第10 議案第9号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第9号、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第9号、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第9号、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 1、議案第 1 0 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 0 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 0 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 2、議案第 1 1 号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 1 号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否御意見がありましたので、報告します。まず、反対者の御意見ですが、公民館長を非常勤

で設置することについては反対。複合施設は町の核だというのであれば、公民館長を非常勤ではなく、全体の人員配置を考えて管理職の職員を公民館長として配置すべき。

一方、賛成の方の御意見は、今まで不在だった公民館長を配置することだけでも進歩だ。町の生涯学習においても重要なことだと考えるので賛成する。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第11号の南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について反対します。

中身は、先ほど委員長が述べてくださったように、これまで教育長が兼務していた南部町の公民館長の報酬を条例で定めている10万円から17万1,200円とするという内容で、予算の中では今年度、平成31年度予算として239万9,000円が計上されています。条件としては、非常勤で週30時間働くということのようです。

この背景は御存じのように、これまで築46年でしたか、たったさいはく分館ですね、旧西伯町の公民館の建てかえに伴い、公民館と図書館を複合施設として経費約10億円相当するのではないかと、全部の経費がですよ。そういう大きな事業をしていく中で、これまで教育長が兼務していた公民館長を新たに設置して、公民館の充実を図りたいという内容で出してきたというふうに説明を受けているところです。

この予算書の中を見れば、どうして、必要性から出たのは、生涯学習の拠点施設として機能していくために、企画、運営できる体制が求められていると、こう書いているわけです。企画、運営をしていくということは、町の生涯学習の根幹にかかわることで、そういうことをするために公民館長を配置するというのであれば、非常勤で、週30時間で責任を果たせるのかという問題が生じてくるのではないのでしょうか。

先ほど賛成議員の中で出たように、公民館長が今まで置かれてなかったのに置くだけでもいいのだというのは、これはこの条例にはちょっと関係ないことですよ、10万から17万1,200円。この条例では今まで10万だったのが17万1,200円の非常勤で30時間の勤務が、今後の公民館活動を担っていく館長としてふさわしいのかということの論議が要ると思うのです。そういう点から見れば、企画、運営にもかかわっていくというふうを書いてある以上、ここに責

任を持つ体制をとるといっているのであれば、公民館長はきちっと正規職員と管理職とを据えていくべきではないかというのが1つです。

もう一つは、それでも公民館長非常勤でもいいといっているのであれば、ここに書いている以上、これからの管理、運営、企画ですね、どのようにするのかで説明がなければ不十分だということですね。確かに公民館長を非常勤で置いておいて体制をとるとあると思うんです。であれば、この条例を通してくださいといっているのであれば、そのことを説明してこなければ、町の言っている今後の企画、運営にもかかわっていくのだということの説明がつかないという点では、非常に不十分な提案だと言えるということです。

3つ目には、条例改正で17万1,200円出したこの公民館長というのを町がどのように捉えているかという問題です。例えば、金額だけで言うのは適当ではありませんが、非常勤ということで、非常勤で合わせなくてははいけませんか。非常勤の職員の一覧表見ますと、人権教育啓発専門員が19万5,000円、健康管理センター所長が25万。条件が違うのだと言いますが、条例上では、非常勤の特別職という点では同じです。いろいろ続くのですが、17万1,200円より多いというのはこの2つでして、あとは17万1,200円でそろっているのが人権教育推進員、また、隣保館の指導職員並びに館長等です。17万1,200円と同じ条件で、この公民館長がいわゆる町の企画、運営をしていくところに座るといのが納得できない。

それだけではありません。ここに、今年度の計画で書いてある公民館長の仕事としては、公民館運営審議会の開催、公民館の企画、運営に関する事、これ言いましたよね。複合施設整備事業に伴う関係機関との連携、研修等の参加により、ということは、全ての公民館職員に責任を持つということも書いてあるわけですよ。どういう、もしかしたら町の職員とか、経験者を充てるということをしているのかもしれませんが、もしそれであれば、余りにも対応として、非常勤の職員での17万1,200円というのが、公民館の館長として据えていくという町の姿勢から見たら、本当に生涯学習に責任を持って10億円相当の建物建てて、社会教育や生涯教育進めていくんだという点から見ても、建物にはお金をかけるけれども、人にはお金をかけない、言ってみれば中身のない生涯学習の推進だと言えると思うのです。

そういう点からは、今回賛成多数で通ると思いますが、まだ時間もありますので、公民館の運営について、そして人事については十分検討していただきたいということをつけ加えて反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 先ほどの真壁議員の討論を伺っておりますと、特別職の非常勤の方は、責任ある立場は難しいんじゃないかという御討論でしたけど、そういうことではないと思います、この案件はですね。

公民館の設置及び運営に関する基準、第8条というところがあるんですが、館長さんは「社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。」、つまり、スキルのある方を充てるようにしなければならないとあります。

南部町の財政がどこかの町のように非常に豊かな財政で、財政力指数というのが1.0に近いような町というところがあるんですが、そういった町と違って、残念ながら南部町の財政力は約0.3、全国1,765の町の中で1,307番目、非常にお尻から数えたほうが良いような厳しい状況にある町なんです。そんな環境の中で専任の公民館長を置くことができたこと自体、町民の皆さんには喜んでいただけたと思います。

そもそも戦後間もない昭和24年に、当時の時代の背景をもとに設置されることになりました公民館ではありますが、時代の背景とともにそのニーズも多様化しております。数年後には新しい公民館として生まれ変わりますが、ここをひとつスタートラインとして、いわゆる自由度のある特別職として、新しい館長さんが広い視野で時代のニーズを捉えていただいて、運営をしていただくことを期待をして賛成討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第13 議案第12号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議案第12号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第12号、南部町国民健康保険条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第14 議案第13号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、議案第13号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第13号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否御意見がありましたので、報告いたします。まず、反対者の方の御意見ですが、児童の数が減っていく中で、なぜ学童受け入れ場所をふやす必要があるのか。児童館の中で一般の児童と学童の児童をどのように区別するのか。学童の指導員はJ O C Aが当たるとあったが、児童館での学童の実施には保護者や児童からの意見が反映されていない。ただ指導員の受け入れの体制をつくっただけではないか。

賛成者の御意見は、保護者や児童にとって選択肢がふえるのはいいことだと思う。館長も児童館が学童を実施する場所として適正だと児童館を運営する立場から判断されたものだと考えるの

で賛成という御意見でした。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第13号、中身はちょっと省略して、13号には反対いたします。

この中身は御存じのように、法勝寺の児童館で新たに学童保育を始めていくということで、当年度、31年度ですね、次年度予算にはこれまで学童保育の放課後児童健全育成事業に2,625万4,000円だったのが3,109万3,000円、483万9,000円の増で法勝寺児童館に学童保育を設置するという内容のもとになる条例改正だということです。

先に断っておきますが、私は学童保育を充実したり学童保育の予算を上げることには賛成です。ただ、全体的な予算や、住民等の声を聞いたときに、その必然性と場所等についても説明できなければいけないということが大前提になってくると思うんです。

その点から見たら、この法勝寺の児童館への学童保育の設置というのは、数年前、2年前でしたか、児童館に学童保育をしないと、児童館ができるときにですね。そのときにほぼ1週間で1,000名を超える反対署名が上がってきたことを考えると、ここで児童館を設置することに至った経過や内容について、幅広く住民や保護者、関係者に意見を聞いてそのことを説明する必要があると思うんです。そういう意味では議員も同じように思っているわけです。

とすれば、ここでの必要性があるのかという点で最初に初日に聞いたときに、町長は、選択肢がふえるのはいいことだと、このようにおっしゃったんです。選択肢がふえていいのであれば、どのような分野でも子供ができるような選択肢をふやすことは大いに賛成かもしれません。保育園にしてもいろんな形態があって、もっとやってもいいじゃないかということは出るかもしれません。選択肢がふえることだけで町費をかけて、町からお金を出して、民間が来るならともかく、していくことと合理性があるのかという問題です。だとすれば、子供が今の状況でいっぱいなので、児童館のほうにも設置していくということになれば話わからんことはないと思うんです。

これは予算書の説明資料を見たら、平成30年、ひまわりでは、西伯側ですね、通年が38、休暇中のみが32、あいみ児童クラブが、通年が37で休暇中が11名、東西町児童クラブは通年が8名で休暇中が6名、こういう数字が上がっているんですよ。それで、定数とすれば、あい

みは68名、プラザでは71名、児童館では67名、こういう設定をして運営をしていくということなんです。ということを考えれば、余裕があるにこしたことはないが、今のままでも十分余裕があるわけですよね。ここに今回新たに400万以上をかけてしていく必要性があるのかという点でいえば、非常に説明不足であるし、合理的な説明が成り立たないと思いませんか。

そこで、話を聞いていきますと、ここに来るこれは全部委託料で出るということなんです。児童館がするのかといえば、委託料でなされるわけですよね。J O C Aが職員を2名配置して学童保育を行いたい。となれば、後からも出てくるんですけども、基本的に子供たちに便利なことをすることはいいことだと思うんですけども、これはどちらかという子供たちや、保護者や、住民のほうから出たことではなく、J O C Aの受け入れ先をつくっているにすぎないのではないかとということも、これはうがった見方ではないと思うのです。ここが説明できなければ住民に納得、説明がいかないと思うのです。その点では甚だ説明不足という点、このことだけで400万以上のお金をつけられるのであれば、ほかのここにも使ってほしいと思うのが率直な思いです。

2つ目には、児童館長も学童保育にいいと言った、こういうことをおっしゃるわけですね。児童館長というのは、非常勤の特別職です。その運営にいろいろ意見言うことは、十分私は意見聞くことは賛成ですし、意見を反映することも賛成です。ただし、町で説明するときには非常勤の特別職のことを言い出して、その方もいいと言ったというのは甚だ町も無責任。誰が責任を持つのかという問題ですよね。

背景には、児童館というのは、これまでは児童館と学童保育で全国的にいろんな論争があった分です。児童館というのは全児童対象の児童施設です。学童保育というのは、放課後保護者がいないですね、養育者がいない人たちに対して行政側が保育する場所をつくるから学童保育というんです。おのずから違ってくることから、近隣町村でも児童館で学童保育した場合に、その対応で随分苦慮したという話も経験上出てきていることです。

一つには、おやつを出すという問題で、どの場所で学童保育の子供と学童保育以外の子供が、分けることができるのか、こういうような問題も起こっていたということは十分承知だと思うんです。何よりも児童館が学童保育を設置するときには、明確な区別とその人員配置と対応が望まれる問題だと思うんです。そういうことも説明しないで安易にふやすということは、住民に説明がいかないということです。

予算がついているのでどうしてもするというのであれば、児童館長がやりたいと言ったのではなく、町が責任を持って計画をつくって、全児童対策の児童館の仕事と、ここでする学童保育を明確に分けてどのような体制をつくっていくのかということを確認に説明する必要があります。

そのことを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第13号、南部町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論します。

この条例は、あいみ児童クラブとひまわり学級の開設の場所や定員等を定めた条例であります。今回改正の1点目は、あいみ児童クラブの定員を43名から68名に増員するものです。この理由は、平成31年度に申し込み数が52名あったというふうに聞いております。定員を改正するもので、部屋の広さ、面積等で、定員は68名までは可能ということで改正するもので、何ら反対する理由はありません。

2点目は、現在、西伯ではひまわり学級をプラザ西伯で行っておりますが、開設場所をプラザ西伯のほかに法勝寺児童館を加えるものです。理由は、小学校1年生から今、6年生までがいます。高学年の児童にとっては、プラザ西伯だけでは少し手狭であって、もっと広い場所で遊ばせてあげたいということです。法勝寺児童館は元すみれ保育園ですから、園庭も教室も十分にあります。学童保育と児童館機能と分けて使えるだけの教室、スペースは十分にあると考えます。

また、最初に放課後児童クラブの場所を検討したときにも、すみれ保育園の跡地は候補に上がっていたと聞いています。ただ、そのときの対象児童は1年生から3年生までと、今は6年生までですが、最初は1年生から3年生までということで、国道を横断していくのには、児童にとっては危険ではないかということでプラザに決まった経緯があります。法勝寺児童館の利用は主に高学年の児童を対象にするものとも考えております。

私は、西伯小学校から児童館までの行き来については、交通安全にも十分に配慮した上で、子供たちにとってプラザ西伯がよいのか、法勝寺児童館がよいのか判断をして利用できることはよいことだと考えます。放課後児童クラブ、ひまわり学級をプラザ西伯と法勝寺児童館で実施することに、つまりこの条例改正に賛成するものです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 5、議案第 1 4 号、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 4 号、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場条例の一部改正について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成者、反対者の御意見を報告いたします。まず、反対者の御意見ですが、本来ならば指定管理を公募する段階で議論すべき。町は既に指定管理としているので、この条例改正が町の収入に影響しない。指定管理者が円滑に収益を得るためだという説明だったが、今回の使用料等を引き上げることが利用者や町にとって利益になるとは思えない。

賛成者の御意見ですが、指定管理については確かに精査する必要がある。今回の改正を踏まえ、町民の利用に関しては減免制度などを検討しているので、町民に対してのメリットはあるので賛成する。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 1 4 号には反対をいたします。

この内容は、いわゆるオートキャンプ場でのテントサイトとか備品の使用料等を条例の中で改正して引き上げるという内容でした。これに伴って、これに関連する予算としては、町ふれあい広場オートキャンプ場の施設管理事業として、今年度、前年度に比べて 7 8 万ほど低い 5 5 7 万円が計上されています。ここの今回、オートキャンプ場での備品等を引き上げることをしたんですけども、ここを指定管理する業者が、前回決まっているのがスマイルキューブという会社で、そこに委託料として 3 0 3 万 9, 0 0 0 円、これは当初話していたより少し金額上がっているん

ですね。その金額と今回Wi-Fiのアクセスポイントを整備したいということで、226万の工事費で合計550万という数字が上がってきているわけです。

指定管理をしている先の使用料等については条例で決めることになっているから、条例で定めるためにここに出してきたということは納得するんですけども、これが例えばテントサイトが、3,950円が5,000円に上限を上げること、テントに至っては4倍以上ですよ、今まで1,020円だったのが4,500円する。これは前回の補正予算で1張り9万ぐらいするテントを10張りぐらい町のお金で買っていますから、これを使って収益を上げていくのかなというふうに思うんですけども、指定管理の説明があったときには、現状の条例のもとでどれぐらいの採算上げていくのかという点で計算していたと思うのです。

今回のこの引き上げについて、委員会の中でも委員長が述べてくださったんですけども、この引き上げが町民にとってどのような利益になるのか、町にとってどのような利益になるのかという点を聞いたところ、返ってきたのが非常に抽象的な意見でして、ここに人が来ることによって活性化が図られて、ひいては緑水園事業等にも影響していくと、こういうふうになって言うわけですよ。でも、物を引き上げて活性化して人が来るという保証があるのでしょうか。

少なくとも今回の条例改正は、引き上げることによって、来る事業者にとっての利益を上げていくことにつながるだけではないでしょうか。仮に、何回も言うように、来てる業者を安くたたくと言っているわけではありませんが、指定管理の来る事業者と一般で自分が投資してみることを考えれば、例えば一般の民間のオートキャンプ場であれば業者が資本を持って、テントサイトについてもみずから開発して土地をつくってテントサイトなんかも購入していくと思うんですよ。オートキャンプ場等の民間事業に行政から公的なお金が出るというのはあんまり聞いたことないですね。町だからこそ出るんです。だとすれば、どこも会社経営ですから減価償却等で値段を設定していくわけです。

しかし、今回のスマイルキューブのように、町がつくったところを、それで備品も町が買ってするところを減価償却するわけがないだろうし、上げていく必要性というのは余り感じないわけです。もし仮にこれを上げていくというのであれば、指定管理料についてもどう計算していくのかということも考えないといけないと思いませんか。そういうことがないことを考えた場合、そもそもあの森林公園や周辺の事業は何のために行われたのか。地域の活性化とそこでの農林業が活発になって、何よりもそこに住む町民の所得が上がるということが図られたと思うんです。残念ながら、このように採算のとれないところを町がするよりも指定管理に出そうということになれば、町がお金を出すけれども、町や住民にメリットがないということになりかねない、これがいい事

例だと思うんです。どっかで判断しないといけない、そういうときには閉鎖をしていくのかということも考えていかないといけないと思うんです。

本来の目的に達しているのかという点でいえば、今回の指定管理の後に利用料金上げることが特徴的なように、住民にとってメリットはないし、ここでの農林業を使って住民への利益還元にもほど遠いのではないかとすることを指摘すれば、今回の条例改正には反対せざるを得ないということです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。私は、この条例に賛成の立場から討論させていただきます。

今回のキャンプサイトの利用料の引き上げ並びに椅子、寝袋等々の新たなレンタル品の追加という、こういった改正ですが、今回の改正は、これだけを見れば、物品の値段が上がったり、新たに追加しただけということになりますけれども、緑水湖オートキャンプ場の運営とか管理の方針、そういうものをそもそもがらっと変えていこうと、いわばお客様のニーズに適応したオートキャンプ場に変えていこうという、そういった方針転換、方向転換の一環ではないのかなというふうに考えております。

まず、あの緑水湖オートキャンプ場が設置されたそもそもの目的というのが、中心地が、緑水ダムができたために水没してしまった地域に何とかにぎわいを取り戻そう、維持していこうというために、多くの皆さんに訪れていただいて満足して南部町を好きになってもらって、できれば経済波及効果も享受したいという、そういった目的であそこの施設というものがつくられたわけです。

今回、第三次ブームというふうに言われていますキャンプ業界の大きな変化が起こっていて、その中で特に一般的なテントだけを張るキャンプよりもオートキャンプのほうが数が断然上回ってきているという非常に大きな変化が見られます。あのオートキャンプ場ができてから随分たちますが、多分この近隣ではかなり先発のほうだったと思いますが、そういった面では先見の明があったなというふうに感じます。その明らかなキャンプ場利用のお客様のニーズの変化というのが、多分私たちといいますか、私が若いころ、盛んに登山をしたりキャンプをしたころの、自分でテントを背負って歩いて行って、テントを張って、テントの周りに雨が降ったときに困るけんといって溝を掘って雨が流れ込まんようにして、まきを拾い集めてきて御飯を炊いたり料理をしたりというものとは全くかけ離れたところに行ってしまうところが大きな今回の

第三次と言われるようなブームの原因になっています。それは一般的に言われてることですけれども、自然の中でテントとかキャンピングカーで泊まるんだけれども、ただそれは昔のような自分の手で頑張っって何とかしてではなくて、高級ホテルに泊まるような感覚、そういったキャンプというものが非常に盛んになってきているということで、グランピングというふうに呼ばれていますが、これグラマラスなキャンピング、言ったらゴージャスなキャンプということです。キャンプ場に着いた時点で既にテントは張られていて、料理の準備もできていて、いろんな応接セットかなと思うような、そういった椅子ですとか、テーブルですとか、そういう、言ったらそのまま写真に撮ったらインスタで物すごく好評を得られる、そういったキャンプが今回のブームの原動力になっています。

そのキャンプの効果としては、当然、地元の観光ですとか、地元のいろんな食材料理を食べること、そもそも、来てすてきだわというふうに外に発信してもらえるとという大きな効果もあります。

それと、もう一つ言えるのは、訪日客でこういったグランピング、ちょっと豪華なキャンプをしたいというニーズも訪日客がふえるに従って、もしかしたらそれ以上にどんどんどんどんふえてきていると。そういう皆さんのニーズを私たちの南部町の緑水湖オートキャンプ場で満たせるかどうかというところに基づいた今回の大きな方向転換の判断だったというふうに思われます。

反対者の意見で、事業者だけの利益のためだろうと、そんな地元にも利用者にも利益にならないことじゃないかといった意見が出されました。これやってみないとわからないところではありますが、ただ単に値段を上げただけではお客さんは多分減りますし、そもそも商売成り立たないので、そういった事業であれば続かなくて、おっしゃるように閉鎖といったようなことも考えられるわけです。ですが、先ほど言いましたようなグランピングのような施設が非常に快適に整備をされていて満足感が高い、そういうものを維持するためにはやはりそれなりの料金というのも払うべきだという、そういった考えも定着をしていて、今回5,000円ですが、もっとも高いキャンプ場というのもいっぱいあるわけです。ですので、そういった今、主流になっている多くのキャンパーの皆さんにたくさん来ていただいて、そしてしっかり満足してもらって、ああ、南部町のキャンプ場よかったわ、そう言って帰っていただけるような、そういう施設運営を目指していただくことを前提にはありますけれども、このお客様のニーズ変化に対応した条例改正には賛成をするものです。

それと、もう一つつけ加えますと、その条例改正の中で5,000円に上がったとはいうものの、地元の皆さんには半額とか、もしかしたらもっと安い値段といったような地元対応もされて

いますので、これは地元にも不利になるという問題ではないのではないかとこのように思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成ですね。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 反対討論したいですけども……。

○議長（秦 伊知郎君） 反対ですか。

○議員（10番 細田 元教君） いや、賛成いたします。賛成討論させていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、10番、細田元教君、賛成討論ですね。

○議員（10番 細田 元教君） 中身についてはいろいろと私の心情的には反対の分がたくさんあります。一応、執行部にもいろいろ考えていただきたいことを、この場だけな言えませんが、言って賛成いたしますが、なぜここまで、3,950円が5,000円に、1,020円が4,500円まで上げる、話の内容を聞きましたら、業者が潤う、真壁議員が言われたのが半分本当ならば、緑水園のときになぜそれをされなかったかなという疑問を抱きました。

あそこは南さいはく自然休養村でございます。緑水園があるこの下は、緑水湖は、昔、信頼という部落があったところなんです。そこがダムのために水没して、あそこに潤いをもたらせようと思って自然休養村を前々々町長がつくられた場所なんです。そういうところに、ころっと前回の議会で指定管理になったと。あれ、流れが変わった、思いました。流れが変わった中でこのようにオートキャンプ場の指定管理、料金まで変わった。それはそれで今、賛成討論、反対の討論聞きましてもうわかりましたが、私はぜひとも執行部の方に、あそこに埋もった、信頼地域のみたまのやつが埋まってんですよ。長田地区にそれ全部出され、今、行っておられます。それらのことを考えた、あそこの自然休養村をつくった本当の原点を考えたことを今回の指定管理者、いろんなことも込めて、そういう気持ちがないから緑水園の従業員、皆さん方と溝ができてんじゃないですか。その気持ちがあったら、緑水園等の皆さん方、あの周りの方に、執行部との溝はできないと私は思っています。これは考えていただきたい。つくった原点があるんです。

その原点をよう考えた、これから指定管理者、全然関係ない、緑水園とかあの周りに関係ないスマイルキューブ、ブライド事業者ですよ。これがどのように、そのようなあそこに自然休養村をつくった気持ちを伝授されて、そのサイトは5,000円、テントに4,500円も払ってでもこの施設が、この緑水園関係がほんにいいと言われるような、これから施策を、また、緑水園の職員、また、みんなと本当に手が結べるようなことを、これを契機にさせていただきたいことをお願いいたしまして、甚だ遺憾とは思いますが賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第16 議案第15号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第15号、南部町農産物加工施設条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第15号、南部町農産物加工施設条例の一部改正について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対者の御意見を報告いたします。まず、反対の方ですが、農産物の加工施設を指定管理にすることに反対。農産物の加工もどんどん衰退している。きちんと町の職員を配置して加工施設の運営をしていくべき。町は、加工施設は町民が主体となって運営できる施設にするべきだ。

賛成者の御意見ですが、町民にとってはいろいろな加工ができる機械の導入であり、町が利用者と指定管理者との間に入って運営されていくのであれば賛成するということでした。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第15号、めぐみの里で使う器具について料金を改めるという内容ですが、これに反対します。

どうしても議案、条例ですけれども、条例と予算と町の施策とは関連しています。これも委員

会で言いました。この上げることにとやかく言うことではありませんが、そもそもこのめぐみの里をこの加工施設を指定管理しているところから出てきた内容でもあるということで、反対の意見を述べます。

今回このめぐみの里については、指定管理料が457万9,000円計上されており、J O C Aに指定管理をするという内容になっているわけです。つくづくこの農産物加工施設がJ O C Aに指定管理されて、こんなふうに機械も使いやすくするんだというんですけれども、本当にそうだろうかという疑問です。ずっと町から出された予算説明書も見ていましたが、やはり行き着くところは、今回の農産物加工所というのは、えぷろんも同じように、そこでつくれば商品として販売することができるという項目はあるんですけれども、そういう施設になっているわけです。

町がどうしてこれをつくったかという、例えば農業で農産物つくっていてもなかなか所得の向上につながらない。一つには、そこでつくった農産物を買って加工して、その農産物買ってあげてもらった費用で所得増になるということもあると思いますが、狙いは、二次的に加工することによって付加価値を高めて農家の所得を上げていくと、こういう狙いだったということ書いてあるわけですね。だからこそ町もこういう建物つくって、そこで物が売れるようにしてきた経過があると思うんです。だとすれば、仮にJ O C Aが指定管理を受けたとしても、一番の大きな狙いは、この町で農業に携わりながら加工品をつくっていこうという人たちやグループを育てることが一番の目的になってこないといけないというのつくづく感じているわけです。もしそうであるならば、この経過として、なかなかJ Aの協力が得れなかったということがあって、旧西伯は女性のグループ等が担ってきた経緯があると思うんです。この中で大豆を加工してみそとか豆腐の普及というの始まったわけですね。

今、高齢化の問題や採算がとれない問題があって、とりわけ豆腐づくりについて言えば、大豆が高騰したときに採算がとれなくてやめたわけですね。町とすれば、農産物の加工を通じて所得向上に行くための支援策がなかった。私はこれが一番大きな理由でないかと思うんですけれども、だとすれば、この目標を外すことなく指定管理等についても考えるべきじゃなかったかと思うんです。

なるほど、J O C Aも結構かもわからないが、J O C Aさんはここで自分たちの就労Aですよ、それもいいかもしれない。でも、そういう方々も使って、ここでの農産物を売れるものつくっていこうと、こういうふうにしていこうと言ってるんですけれども、第一義的には農業者の中でこういう組織をつくっていくのだという点についていえば、J O C Aがふさわしいかというところは思えない。これまで取り組んできた方々も含めて幾らでも方法あったのではないかというふ

うに思うわけですよ。

そういうことを考えたときに、このめぐみの里のJ O C Aへの指定管理というのは、町が本来すべきことをJ O C Aに仮にしてもらおうと思っても、本来のJ O C Aの目的はそうではないので、農家の方の二次加工を通じて所得向上つながるようなことがどんどん広がっていくかということは、そうにはならないんじゃないかと。J O C Aの中での運営等、販売は一定の効果があるかもしれませんが、それがどれだけ町民や農家の方に及ぶのかという点でいえば、疑問点が多いのではないかというふうに思うわけです。そういうことを見れば、3年間の指定管理だとは思いますが、十分検討して本当にどのあり方がいいのかということをお農業施策全体含めて考えていくべきだというふうに思います。

それに昨年、1,200万をかけて指定管理のためにお金を使いました。これがどうであったかということの検証も決算では出てくると思うんですけども、指定管理が新しいところになるたびに先ほどのオートキャンプ場なりが、お金がかかっています。これも考えれば、今後の指定管理のあり方を再検討していくということも町の大きな課題になってくるのではないかということをお指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案第15号、南部町農産物加工施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

これは委員会のときから反対をしている共産党議員団の質疑の中でもいろいろなことがありました。全てを聞くと要はJ O C A反対ありきの反対討論であって、質問であったというふうに思いました。私は、所長に出会ってその状況について現状を聞いてきましたので、今までの反対討論のようにちょっと長くなりますが、御勘弁をいただいて聞いていただければというふうに思います。まず……（発言する者あり）いや、さっきの、今までの反対討論のように長くなってしまうんですけど、お許しをもらって賛成討論をいたしますということです。

まず、めぐみの里。今の反対討論にはありませんでしたが、質疑のほうでありました。電話連絡がなかなかいかない。J O C Aはどうなってるんだというようなこともありました。これは、理由としては、昨年の4月から指定管理を受けたわけです。当初、電話の対応を事務所、それから所長の携帯電話につながるような形にしておいたんですけど、所長も大変忙しくとることができなかった点については、迷惑をかけたというふうに思っていると。その改善としてなんですけれど、今現在では職員がその携帯電話を常に持ち、24時間体制で対応しているので、今現在とし

てはそういったような御迷惑はかけていないと思うというふうにありました。そしてあわせて今後の対応ですけれど、申し込みの仕方を知らない町民の皆さんもおられるので、まずはその周知を図ってめぐみの里の利用をしてもらいやすくしていきたい。そしてあわせて配置職員を新年度から2名にする。そして予約対応、使用体制に御迷惑はかけることが少なくなるだろうというふうに返答をしておられました。

次に、未経験者が多かった。これはJ O C Aの職員の方ですね、指導者になる方ですが、未経験者が多かったために使い勝手が悪かったと感じられた町民の方もおられるのではないかという点です。このJ O C Aのスタッフ、めぐみの里の機器の取り扱いについてはまだまだ勉強不足、初めて機械を触る、まだ指導の立場ではなかったという中で、町民の方からこいつは大丈夫かと思われても仕方がなかったというふうに反省はしておられますが、その課題の対応として、めぐみの里の施設を町民の方が使われないときに、これまで長年にわたってめぐみの里を利用してきの方々にお願いをして指導を仰がれました。また、自己研さんに努めてきたというふうに言っておられます。その結果、みそ加工を含めて町民の皆さんに多大な迷惑をかけることはなくなったというふうに言っておられます。

ただ、例外があります。機器の機能を超え、明らかにおかしいと思われる要望を言われたことがあり、そういった方の中には町長に電話してやるという方もおられたようです。こういったことから、対応ミスなら改善の余地はあるんですが、機器の性能についてJ O C Aとしては改善は難しい。丁寧に説明をして理解をしてもらえるような努力を続けたいというふうに言っておられました。

そして、3点目です。めぐみの里の入り口がわかりづらいという町民の方の声に対して入り口に張り紙を張ったり、また、できる限りわかりやすい対応に努めている。そして、これからの対応として、あそこに直売所がありました。昨年の5月で閉店になりました。そういった関係もあって玄関が閉まった状態になっている。それを改善していきたい。J O C Aでつくった、地元でとれた、そして先ほど反対討論にありました農産物の加工、そして販売、それが農業者の方の所得向上にもつながっていく、そういう方向で施設を充実し、利用の向上に努めたいというふうに言っておられました。

総括として、予約が入ったときには、土曜、日曜、平日、祭日、全てに関して対応をするように努力している。鍵のあけ閉めについてはJ O C Aがやりながら、どうしてもできないときには議長の秦石油でお願いをし、対応しているというふうにも話がありました。

私も、今度は利用者の方にも話も聞きましたが、全くそういった面では反対討論に出た、また、

委員会質疑で出たようなことは、町民の方からは、全くそんな声はありませんでした。（「どんな声を」と呼ぶ者あり）言いましょうか。施設内の整理整頓がされて気持ちよくなった。ふぐあいが発生した器具について早急な修理と、電話をしてでもすぐに対応してもらえた。自分で鍵を借りに行ったり返したりの対応がなくなった。今まで利用料を、少額でも振り込みが原則であったが、現金支払いができるようになって便利になった。施設の鍵があいてることが多くなって気軽に顔を出せるようになった。機器の使い方が不安なときや、何かトラブルがあってわからないときがあっても、管理者がいてくれるときが多くなって安心して利用ができるようになった。そういうような声ばかりでした。

つまり、結果として私が思うのは、共産党議員団が言いたいのは、冒頭にも述べました J O C A に対する、よそから来た人に対する反対ばかりが全てを……（「訂正して、それは」と呼ぶ者あり）あらわしているというふうに思っています。（「議長」と呼ぶ者あり）それについて話をします。（「訂正してください」「だめだと言ってないよ」「議長、休憩」と呼ぶ者あり）どうぞ。（「休憩って言ってないでしょうに。言ってしまえや、最後」「そんな反対討論……」と呼ぶ者あり）これは J O C A のほうからの声でした。指定管理を始めて1年が過ぎました。先ほど私が述べました J O C A に苦情も今までありました。施設についてまだ未熟な状態からの対応であり、初めから町民の皆さん、利用者の皆さんを満足に満たす対応ができなかったということは反省をしておられました。そして、先ほどから言うておりますように、その問題解決に前向きに対応している J O C A を信頼し、指定管理を任せた町に、もちろんそれがあったというふうに思っています。今後とも見守ってもらって、私たち本来の姿で頑張りたいというふうに言うておられます。

以上をもって賛成討論としますが、最後にドライフルーツの乾燥機の件です。これは J O C A が欲しいと言ったわけではなくて、町が農業所得向上のために計画し、そしてこの機械が導入されるということです。説明にもありましたイチジクの生産者の方とかから話があって、その方向に向けていく。先ほど反対討論でありました、6次産業化を進めていくことが必要だという声がありました、その声に応えるためのこの乾燥機の導入であると。J O C A は、自分たちは、そういうことが入るのは知らなかった。ただ、入ればそれを有効に町民の方、そして私たちも利活用していきたいというふうにも話を最後にしておられました。そういった面から、私はやはりこの条例は改正をし、町民の方が使いやすい、新しい加工品ができる、そういったことの改正による条例の改正だというふうに思っておりますので、賛成の討論とさせていただきます。以上です。（「休憩動議」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時22分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

休憩前に引き続き、板井議員の発言を許します。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私が今、賛成討論をした中で不適切な発言があったということで、訂正をさせていただきたいと思います。以上です。（「どこですか、どこがですか、どこがですか」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 不適切な内容について少し述べてください。

○議員（8番 板井 隆君） 共産党議員団が、あたかもよそから来た人を排除することを前提に討論しているという部分についてです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 訂正がありましたので、議事録から削除していただきますようによろしくお願いいたします。

賛成、反対の討論ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）

委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。先ほど賛成討論者の中であったんですけども、私も共産党員ですから共産党議員団と言われればそうかもしれない。しかし、私どもは町がよりよく将来が、運営し、町民があたかも暮らしやすい、そういうまちづくりのためにそれを前提として考えているわけなんです。別に誰が来て事業をやろうと、それは構いません。町民のために、そして町の発展のためにされるんならいいんだけど、しかし、そのことを言ったことについて、共産党議員団はよそ者を排除するようなこと、言い方……（「もう訂正」と呼ぶ者あり）これは間違いです。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（12番 亀尾 共三君） そういうこと、私は、町民が本当に町民のために、町行政が町民

の暮らしを役立つためにやるということ、その姿勢を貫くことを常に考えているわけなんです。そういう点から、私どもは議案に対して、これは町民にとっては利益に立つ立場ではないということから反対の討論をするわけです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 賛成。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成ですね。よろしくをお願いします。

○議員（10番 細田 元教君） これちょっと、そういうがちゃがちゃやる、こんな変な討論するんだなし、条例に基づいてきちっとした討論で賛成討論しちよいて、この条例をきれいに通したいと思います。

この条例は、めぐみの里の製粉機について、導入によって製粉、加工をみずからやるため料金を下げると。真空凍結乾燥機の利用料金の設定、新設する、設置に伴い同機の料金を設定するだけの条例でして、町民に対してはすごく有効な今回の条例なんです。そういうことをもって、これはお互いに応酬はもうやめて、そのような、町民のためにいいことだと思いますので、これについては賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対者ですね。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。南部町農産物加工施設条例の一部改正について、反対の立場から発言させていただきます。

今回、この中でフリーズドライ機械の導入のことがありまして、町のほうからは南部町の特産物である梨・柿のフリーズドライ、これの説明がありました。実際問題として、1次産業、農産物をつくっておられる方にとって、農産物つくって販売だけではどうしても頭打ちになります。そのために今、6次産業化というのが進みます。これには大変賛成です。

ただ、現在、町のほうから説明がありましたのは、先ほども言いましたけれども、南部町の特産である梨、柿、あとイチジクの話が出たのは、先ほど板井議員のほうから説明があったイチジク生産者の方から要望があったというの、これは私初めて聞いたんですけれども、現状だけでフリーズドライによる加工、それが最終的には、町のほうからの説明でごく一部ですけれども、若い人にやっていただくんだという、こういう説明があったかと思います。

現在、6次産業化は大変大切です、それに進まないで農業者の方の利益というのは頭打ちに

なる、これも大変重要な問題です。ただ、現在、このフリーズドライの機械導入ただけで、それで加工でとなると、余りにも説明が足りな過ぎると思います。方向性が見えてこない、あと将来性も少し見えてこない、以上の点から反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号、南部町農産物加工施設条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は10時50分にしますので、よろしくをお願いします。

午前10時27分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第17 議案第16号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第16号、南部町体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第16号、南部町体育施設条例の一部改正について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第16号、南部町体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第18 議案第17号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議案第17号、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第17号、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部改正について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対御意見がありましたので報告します。反対者の理由としまして、第1条に「部落差別の解消の推進に関する法律」の文言は不要である。

賛成者の御意見として、相談体制の充実を図り、人権施策に特化した条例であり賛成する。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第17号については、今回の条例改正に反対いたします。

反対の理由については当初の本会議でも述べましたが、ここの中にある当初ですね、第1条中に「、同和対策審議会答申の精神及び部落差別の解消の推進に関する法律」、この文言を入れないうまいという立場での反対です。

南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例というのがあるんです。これできた経緯もあるんですけれども、この中で、条例の題には「南部町における部落差別をはじめ」というふうに入ってるんですけれども、中の条文等を見てもらったらわかるように、この条例の名前

を言うときと審議会の名前を言うときのみ、このように「部落差別をはじめ」ということについて、あとの条文については「あらゆる差別をなくす」という書き方をしているわけなんです。

これは論議でもあったんですけども、差別というのは、先ほど委員会でもあった賛成者の方が、この条例は人権対策に特化した条例だというふうにおっしゃってたんですね。確かに人権対策、人権というのは、今、南部町を初め、全国でも部落差別だけではなくていろんな差別があることを乗り越えていこうということを定めている内容だというふうに思うんですよ。そういうときにやはり「部落差別をはじめ」と入れることが今、2019年から将来にわたっていくときに妥当かということも考えないといけないというふうに思うんです。

私は、そういう意味でいえば、戦前から憲法が変わって戸主制度がなくなって、結婚の自由が本人の両性の合意のみになった段階から、幾ら親がどういう理由で反対しようが結婚するのは本人ですから、本人の意思が問われる問題だとは思いますが、そういう意味では自分の意思で結婚できるし、職業の自由もあるし、居住についてもどこでもできると、こういうふうに基本的な人権が保障される中で、いろんな差別の解消に向けた取り組みというのが進んできたと思うんですね。その中で、部落差別も戦前にあったような著しい環境劣化の格差があったんですけども、それを地域改善対策の中で解消してくる中で大きく前進してきたというのは皆さんと共通できると思うんです。

部落差別だけではなくて、いろんな差別があるのは事実ですよ。未来永劫に差別をなくすにはどうすればいいかという、あとは人間の成長を待つしかないというのが、皆さんもわかっているのではないかなと思うんです。政策等では格差を是正していくことが、予算をつけてすることができても、人間の心、内心の自由は本人の成長なしに待つのですから、そういう意味でいえば、部落差別も含めていろんな差別があった段階で、みずからの弱さを乗り越えていくということをお互いにしていかなければならないことだと思うんです。その中で、このように「部落差別をはじめ」とか、部落差別に、これをほかの差別と違ってあえて書く必要があるのかということですよ。個人個人で持っている差別とか、自分が差別されているというのは違うんじゃないかというふうに思うんです。

ちなみに、私について言えば、少数政党であったり、左がかかると言われたり、赤であると言われたりしながら来ていることについても、これも差別の一つだと思うわけですよ。そういう人に対しては、どの差別が本人にとって大変かということはおのおの違うだろうし。しかし、なべて根源は、人権感覚の、育たなければどんな差別の事象かかって、えてして保守的な人々の中に、結婚するのは親の意思でさせるといようなことのほとんどが部落差別等についても

認識があるというデータも出ていたもんですから、これを乗り越えるには人権感覚をお互いに高め合うしかないと思うんです。

そういう立場で見れば、私は、今回、幾ら政府の中で通ったといっても、「部落差別の解消の推進に関する法律」、こういうようなことを上げるのではなくて、できれば、南部町で変えていくのであれば「南部町におけるあらゆる差別をなくす条例」ということにしてほしいと心から願って反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束博信です。私、この議案第17号、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部改正について、賛成の立場で述べさせていただきます。

この条例は、旧西伯町と旧会見町が合併の際に、以前からありましたけれども、改めて定められたものであります。これまで人権施策に取り組んでいる南部町行政の姿は、県下でも評価できるほどの先進町ではないかと感じております。

あらゆる差別を許さないという条例ですけれども、2016年、平成28年12月に国が初めて部落差別が今なお存在していると、そういうことを認め、条文の第1条に入れ込み定めた法律であります。

南部町が定めているこの条例は、国よりも随分と前に定めております。「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす条例」と、こういう、このタイトルの言葉はとても意義深いものと考えます。

部落差別が目に見えないからといって、生まれた土地や地域によって言われる、いわれのない差別をされるということがどういうことか、なかなか理解ができないものようです。部落差別は根の深いものでもあります。したがって、根気よく課題解決への取り組みが継続されなければなりません。

今回、条例に附則しておりました相談に関する条項を追加したことは、町の責務として明確にしたものであり、どのような差別に対する相談機能をも備えるものであります。大きな進歩であると考えております。

南部町では部落差別が表面化しておりませんが、国も法律で認めているように、近年、結婚差別でだめになったケースなど身近でいまだに事例を見聞きするに及んでおります。南部町の町民の皆さん方から部落差別という意識が一日も早く消えてなくなることを願うものであります。個

人個人が人としての尊厳が守られ、障がいのある人も、性的な違いがある人も、外国の方も、さまざまな方たちがお互いに認め合う、それこそ人権が大黒柱のまち南部町であることを誇りに思えるようにしたいものであります。

以上のことから、法律の精神に鑑みて条例の一部改正されることに対して賛同するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第19 議案第18号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第19、議案第18号、南部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第18号、南部町課設置条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第18号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 20 議案第 19 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 20、議案第 19 号、平成 31 年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 19 号、平成 31 年度南部町一般会計予算について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の御意見がありましたので、報告いたします。まず、反対者の御意見ですが、予算配分について反対。建物の建築等への予算を投入するよりも、人材育成や生涯学習、農林業について重点に予算を配分すべきだ。伯耆の国の指定管理料の精算方法についても明確な説明がない。

賛成者の御意見は、今回の予算の 7 割強は継続事業であり、新規事業は消費税の増税対策、防災等であり、これらは町民に対して不可欠な予算である。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤学です。議案第 19 号、平成 31 年度南部町一般会計予算、反対の立場から発言させていただきます。

まず、今回、総務課のほうの予算ですけれども、一般質問のほうで期日前投票所の設置を求めているのですけれども、あいにく今回には含まれておりませんでした。残念でなりません。

それと、産業課及び第 1 次産業の分に関する予算ですけれども、これの予算に関しましては先ほどの補正予算のほうで発言した内容とダブりますので、これは省略させていただきます。ただ、今回予算の中で入っている分については、農泊の予算、それからランナーズヴィレッジ構想、これらが含まれています。これらによって農泊、それによって第 1 次産業の方の収益を上げる、そういうふうに発言がありましたし、構想の根本にはそういうものが含まれていると思います。しかしながら、現在の段階ではこれが余りにもそういったふうに直結するのか、これに関しては甚

だ疑問です。

それと、あともう一点、ポケットパーク構想ですけれども、このポケットパーク構想、今回の予算の中にはポケットパークという言葉自体もなくなってます。当初の予定は、ごくごく小さい公園をつくるというふうなことから始まったものだと思っておりましたけれども、現在のこの予算に関しては、甚だ当初の予定からずれてきているのではないか、そういうふうに思えてなりません。

それと、現在残っております拠点の整備、現在当初予算においては南さいはくの拠点をつくる予算ということで、これが盛り込まれております。現在、ことしの4月1日からてま里がオープンします。旧会見のほうでは予定されておりました賀野、それから手間地区、この2つの拠点がひとまずオープンした感じになります。現在、西伯のほうにおいて新たに計画されておりますけれども、これらの統合性がどうもないように思えてなりません。もし統一性があるとしたら、建物を建てるという部分だけは統一性がありますけれども、それ以外の部分で全体を見た場合の構成、これが甚だ欠けているのではないか、そういうふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第19号、平成31年度南部町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

ことしの予算総額は66億9,800万円で、前年度予算額の69億6,800万円と比較してマイナス2億7,000万円で、3.9%の減額予算となります。少し節約された予算となります。ことしの一般会計予算について何点か特徴的なものがありますが、私は以下の3点について取り上げ、賛成意見とします。

1つ目、私は、一般質問で保育行政について取り上げましたが、まずは保育園についての予算です。私は、南部町として待機児童を出さない施策、予算が大切だと言ってきました。結果、苦肉の策であります。31年度は小規模保育園運営事業費5,214万9,000円。西伯病院の事業所内保育園を南部町の認可保育園に指定して地域枠を設けました。定員12名で最大の場合ですが、2,500万円の事業所内保育施設運営事業費を予算化しました。もちろん、それぞれ4分の3は、国費、県費の補助金が入り、町費は4分の1です。これにより、小規模保育園で19名、事業所内保育園で5名を保育可能として、4月1日の時点での待機児童はゼロとなりました。本来は町立保育園の4園で待機児童を出さないということがベストでしょうが、ゼロ歳、1歳、2歳という低年齢の乳幼児に対する保護者の保育ニーズが高くなって変わってきました。

この時代の変化に何とか対応できた予算となったと思います。これが賛成理由の1つです。

また、公設民営保育園の保育士を確保するために、近隣の保育士の給与水準に合わせて保育士の給与の改善を4%増とすることも予算化されました。これも賛成すべき点と考えます。

次に、ポケットパークの建設について予算がつきました。東町の運動公園の横で大山がとてもきれいに見える場所に芝生公園が予定されております。31年と32年の2年をかけて完成予定で、2年の総額予算は2,000万円です。民生費の主なものです。

また、消防費では、災害対策事業として、法勝寺庁舎にあります非常用発電設備や、キュービクルを災害時に法勝寺川が氾濫しても水没しない高さまで持ち上げる、災害に備える予算が計上してあります。7,295万7,000円です。消防費、防災のための必要な予算と考えます。

まだまだ総務費、教育費、土木費などの分野でも新規事業がたくさんあり、予算化されています。どれも住民にとって必要な予算だと考えます。

また、このたび、31年度から町の総合計画が立てられ、この計画に基づき平成31年度を初年度として向かっていく方向が示されました。この計画に沿った予算化となりました。住民のために、住民が幸せになるために、限られた財源の中で最大限有効で意義のある予算執行をお願いしたい、100%の予算執行をお願いしたいと思います。

以上、議案第19号、平成31年度南部町一般会計予算の賛成討論とします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第19号の平成31年度南部町一般会計予算に反対をいたします。

毎年言ってることですが、一般会計予算の審査は全体を賛成か反対かと思うんです。自治体の予算というのは、本来住民に深くかかわることであり、そのこと全てをいけないと言ってるわけではありません。ただし、総合して一括で賛成か反対をとられるものですから、反対箇所を指摘して反対いたします。

まず、第1点目、これは南部町に責任があるというよりは、大いに国の政治に問題があるのですが、消費税増税を見込んだ予算であるということです。南部町にとってどうであるのか、このことを地域の、中山間地域で第1次産業は衰退し、高齢化に向けて高齢化社会がどのような地方自治体に影響を与えているか。そこで、今回のような消費税が増税された場合、どのような影響があるか、これは議会も含めてですが、町民に責任を持つ立場の町とすれば、反対はできなくて

も町政にとってどういう影響あるのかということは、国に上げていかななくてはならない問題だと思います。

同時に、このように消費税増税を見込んで、あとポイント還元とか、減税策かによって地方自治体がどのように仕事量がふえていくのか、このことについてもしっかりと述べていかないといけないと思います。

予算の中では、具体的には10月以降、保育料が無償化になるということで、減額の1,022万1,000円が減額だという予算が出ていました。ただし、この公立保育所での保育料の削減が国からどのようなお金来ているのか明らかになっていない。民営化について言えば、民営化してるところについて出るんですけども、公営の保育所には出ていない、このような内容になっています。このことから、全国的には見える化のできる補助金ないしは交付金でできる民営化の保育園のほうがいいのではないかとということで、民営化を促進していることが全国的にも出ているというふうに言われていますが、とんでもないやり方だというふうに思います。少なくとも保育料の、国の施策ですのですから、保育料減免分についてはどのように入ってくるのか、このことについてはしっかりと国に言って見える化をしていていただきたい。このことを言うておきます。

2つ目には、これも毎回指摘していること。以前に比べて、この町でも昔は公務員攻撃というのがありました。民間に比べて給与が高い。どれぐらいの仕事があるのか、どんなに、何を生み出しているのか、こういうところから公務員攻撃というのがありましたが、ここ何年間の間で、余りにも災害等が起こってきたりする中で、地方自治体の職員が、私は、国民ないしは住民から改めて評価されてる時期に入ってきているなど実感するものです。公務員の仕事というのは、私たちも経験したように、以前のあの震災のときにまず住民が言ったのは、役場の職員が来てくれたと喜んでいました。そういうことから考えれば、何よりも全体の奉仕者として、何かあったときにそこに住む住民の命と安全を守っていく公務員というのは、私は非常に大事な役割を果たしていると思います。

何が言いたいかというと、もっと公務員をふやそうではないかという意見です。正規職員が129名に対して非常勤、38時間勤務の職員が65人、3分の1が非常勤職員を当てにして町の仕事を行っていると、実態が変わりません。

その中でどのようなことが起こってるか。一番多いのは、教育、保育現場です。保育士では、公立保育所では正規職員が少なくて、朝番、遅番の負担が非常に大変で、保育士がみずからの子供も保育することができない状況が生まれ、やむなく退職を余儀なくされた、こういう実態が起

こっています。また、今度10億円近くして建てかえようとする図書館、私は図書館が大好きですし、大事なことだと思いますが、ここには正規の司書が置けない状況がある。また、町にとって大事な徴税職員ですね。税金対策は大事だし、税金集めることは公務員としての大事な仕事です。そこでの徴税吏員に正規の職員がつけられない状況。また、今、総合窓口で低所得者対策や貧困対策をとっていかなければならないときに福祉の専門家が少ないということ。

こういうことを考えたときに、何よりもしなければならぬのは、せめて他の町職並みに職員をふやすことではないでしょうか。129名というのは平成31年度の特別会計の職員も含めての数です。これ合わせても近隣の伯耆町と比べれば、まだまだ少ない人数です。全体的に見て南部町の町職員は少ないほうに入っています。ここを何とか努力していただきまして、正職員をふやすことを考えていただきたい。

第3点目、保育園の問題です。今回、保育園費が5億726万7,000円、前年比1億292万1,000円、約20%の増です。この中で出てきたことは、先ほど賛成する荊尾議員が述べたように、多くを占めているのが待機児童対策のために民間の小規模保育を導入したこと、そしてさくらキッズ、事業所内保育に地域枠を設けたこと、このことで7,500万のお金が使われています。私は、待機児童をなくしていくこと、それから荊尾議員の言われたように、民営化の保育所の職員の待遇改善で4%引き上げたことには賛成です。しかし、今回この1億数千万を使っていく中で見えてくるのは、7年前にとってきた、町が率先してとった民営化策が本当に有効なのかどうか、これを点検しなければならぬのではないのでしょうか。

平成31年の予算は、そういう意味では貴重なことを示していると思っています。御存じのように、民営化した大きな理由の一つは職員の待遇改善でした。非正規で働いていた方々を町職員として採用することはできないけれども、法人をつくり、そこで正職員化し、社会保険料等、将来についての保障をしていく、このことによって待遇改善していくのだというのが一つ。

もう一つは、町の公立保育所はできない多様なニーズに応じていく、これには民営化の保育園ができるのだ、この2つで民営化に踏み切ったわけです。御存じのように、よそから来たわけはありません。その中には泣く泣く町職員をやめて、退職して民営化の保育所に行かれた保育士もいるわけです。

この結果がどうであったか。一つに、待遇改善をしたというのは、本来であれば町職員として採用すればいいことです。町職員としてなぜ採用しなかったか。人件費が高騰するからです。とすれば、今回民営化した保育園と町立保育園でどのような現状になってきてるとお考えでしょうか。平成31年の予算書を見ると、すみれ、ひまわり、公立保育園での総金額、人件費入れて2

億5,300万2,000円です。この2億5,300万2,000円で、総計すみれ、ひまわりで179人の子供たちを保育する予算となっています。中身はちょっと置いておきましょう。

次、伯耆の国、小規模保育、事業所内保育、この3つの民営化の保育園で、今回どれだけのお金が計上されているか。2億4,756万8,000円。心配でしたら予算書を見てください。ここで168人の子供を見るという予算が出てきているのです。これ168人というのは事業所内保育を5人で計算していますから、先ほど荊尾議員の言ったように、12人まで見ているという予算であれば、この168の上に7人を足してもらって175人にしてもらっても結構です。いずれにしろ、公立保育園のほうがたくさんの子供を見えています。こういうことを委員会で話したら、ゼロ歳、1歳児が多いからそういうふうな比べ方はできない、こういうふうに意見が出ました。

そこで、ゼロ歳、1歳児は、本当に民営化保育のほうが多いのか、そのことも資料の中で見てみました。町立保育所は、合計ゼロ歳、1歳で41人。一方、つくし、さくら、ベアーズ、さくらキッズですね、ここも同じ41人です。ゼロ歳児は町営保育園のほうが多いのです。この実態見たときに、待遇改善で残念ながら町立保育所では雇えないけれども、人件費が安くなるから民営化にしたという理由、2つ目の多様なサービスがいいという理由、どちらも実現には至っていない。私はこのことをぜひとも検討してほしいと思うのです。

今回に至っては小規模保育等、さくらキッズのお金が要ったからこのようになるのだと言ったのですが、民営化して人件費を削ろうと思ったんだけど、結果としては、今の段階で言うならば、町立保育所のほうが金額で見ればたくさんの子供を預かるし、多様なサービスも公立保育所のほうが担えている、これが実態ではないでしょうか。こういう段階に立ったときには、これまでの民営化のメリットはどうであったのか、今後のことを再検討する必要がある。まして、このことを再検討せずに、待遇改善等の格差のある中で建物の統廃合が出るというのは本末転倒だということを指摘しておきたいと思います。

ちなみに、これぐらいに、子供が少なくて同じ経費がかかっていて、そしたら給与は同じでもいいじゃないかと思われる方もいると思うのですが、給与について言えば、町が出された資料で見れば、町、平成29年度、町保育士平均給与が465万6,780円、伯耆の国が330万278円。計算すると伯耆の国、段階では約70%です。これを見る限りでは、よそから入ってくる小規模保育、事業所内保育の保育士の給与が高いのではないかというふうに臆測できるわけです。町内で働いている町の保育士、伯耆の国の保育士、この格差是正は急がなくてはなりません。格差是正を町に期待ができないのは、町みずからが町職員と同じ給料を払うことを避けたた

めの民営化ですから、なし得るわけがないのです。そういうことを考えれば、今回、総括していただきまして、本当に民営化でいいのか、それよりも南部町に来れば安心して保育園に通える、そこで働く方々も町職員として保障されている、このような内容のほうが住民にとっても、保護者にとっても、これから南部町に来て子育てしようとする人にとってもメリットであるし、町の大きな目玉にしていけないのではないのでしょうか。ぜひ検討していただきたい。

3つ目には、町政の公平な運営を求める立場から、伯耆の国への指定管理料の問題です。今回、4%を引き上げると言いました。私は引き上げることに大いに賛成です。そして、その4%引き上げれば、給与がどうなるのかを委員会で再三聞いてきました。平成29年度が10%引き上がって290万から約330万に平均給与が上がりました。330万から4%上がるといえば、幾らになるのでしょうか。町は今回、一人頭380万と計算して給与を出すと言ったんです。これが4%上げた実態だと言っていました。ところが、380万円の人件費の中の20%が社会保険料等で使われていくと言ったんです。380万の20%減というと、76万円が引かれることになります。給与と見れば300万ちょっとです。これは全協で町長にも言ったことですが、そんなはずはないと言ったのですが、313万円になります。この313万が4%引き上げた金額になるのかといえば、平成29年では町が出された伯耆の国の平均給与は330万です。町の説明でいけば、4%引き上げて17万円も平均給与が下がるということを説明されたのです。なぜこのような話になるか。伯耆の国の人件費が明らかにされないからです。平成29年、10%引き上げのときに、これまで10年間を見越して、10年の後半の5年間の人件費増嵩分を見越して平均320万として計算するという方法で指定管理を行いました。これについては賛否両論あるのですが、続けていました。

平成29年にこの分のお金はどうなっているのか聞いたときに、24年から27年、拠点区分間繰入金の支出で平均年600万円を人件費として残しており、平成24年から27年の4年間で1,585万5,907円の人件費の積立金がある。このことを議会に報告してきました。29年度の10%加算して、この人件費はどのように使われているのか。今回の平成31年度で4%上げて人件費がどのように変わっているのか。町長は、1月の臨時議会では、町が引き上げた人件費が本当に保育士に反映しているのか、このように言いました。これを説明する責任があるのではないのでしょうか。

協議するというのですが、指定管理制度について言えば、町は事業報告等で、収支等について適正な指示ができるという地方自治法の規定があります。地方自治法の244条の2第7項では、事業報告書で収支や事業がわかるように報告しなくてはならない。その報告を受けて町が必要だ

と思えば、指定管理の事業者に対して必要な指示をすることができるというふうには書かれています。当然です。町のすべきことは今、これだけ格差のある中で380万出しているんだけれども、それがどのように使われているのか明らかにすること、何よりも毎年の精算して人件費が幾ら、平均給与が幾らかということを町に報告すること、このように町長は毎年精算すると一般質問では私たちの質問に対してお答えになられたのですから、それをする必要がある。いまだにもってそこがはっきりと答弁できていない。これでは、100%町がつくって、町職員も行って、運営している伯耆の国と町とのなれ合いだと言われても仕方がないと思うのです。

住民に誤解のないように言っておきますが、町は全て指定管理でなれ合いになっているわけではありません。例えば今回の補正予算で、教育委員会関係の町の会見側の運動公園の指定管理料を減額するという補正予算が出てきました。これは当初の予定から見て、指定管理料、条件に合わなくなった分を減額すると言ってきたわけです。当然このようなことが行われています。ほとんどの場所では指定管理は厳正に行われていると私は思っています。

ところが、伯耆の国に関しては7年間毎回言っても前進することができない。これは町の体質になっているのか、伯耆の国に物が言えないのか、このことを住民にはっきりと説明すべきだ。特にとりわけ今回は、今まで伯耆の国に指定管理をして4園でやっていくということが実際待機児童を出してできなくなって、総額では7,500万、予算では1億円以上のお金を出して保育予算が組まれる結果になっているのです。私はここを明らかにする必要があると思っています。

次の指摘では……（サイレン吹鳴）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩してください。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（13番 真壁 容子君） 長くなって申しわけございません。

次に指摘しておきたいこと。生涯活躍のまち構想です。地方創生推進交付金2,958万8,000円、これに匹敵する一般財源を用いて、CCRCを含めた地方創生推進交付金を使っています。この中では、町職員も努力されて、この交付金が公共交通に使われたり、福祉施策に使われていることについては私も評価するものです。

ただ、この中での生涯活躍のまち推進プロジェクト668万9,000円、それからまちづくり会社支援2,289万8,000円、JOCAへの1,808万4,000円、これらについ

ては、住民からの批判は、ここに住む人をもっと大事にしてほしい、こういうことについて指摘される予算ではないかというふうに考えています。御検討いただきたい。

それから、先ほど加藤議員からの反対討論の中にありましたが、振興協議会やこの生涯活躍のまちの構想をめぐって、地域振興協議会単位に拠点施設をつくる動きが出てきています。振興協議会で言えば、一般質問では集落支援員への給与増も上がっていました。今回、南さいはくエリア拠点整備検討事業に100万円という予算が計上されています。基本的には住民の利益になることには賛成ですが、この100万というお金は積算根拠等もう少し明らかにすることと、どの地域振興協議会も単位で拠点整備を行っていくのか、このことによる維持管理費の増、それからここにかかる建設費の増を今後のまちづくりにどう考えているのか、このことも考える時期に来ているのではないのでしょうか。そういうことめどもなしに、地域の住民が、この拠点施設が古くなった、欲しいのだと言って、拠点整備の検討費用を、100万円を出していくのであれば、よその地域振興協議会から出てきた場合どうするのかということも考えないといけないのではないのでしょうか。

最後に、地域振興協議会をめぐっての問題です。地域振興協議会にいる職員14名は集落支援員です。特別交付税で全額費用出ていて、議員の中には、国から来るから問題ないのではないかという意見もあります。ここに至っては、集落支援についてのいわゆる給与ないしは期末手当等を考えるべきだという意見が出てきているわけです。長年同じ方を雇用していて、そうです、人件費というのは年々上がっていくものだから当然だというふうにも考えます、そういう意見でいえば。

今回、集落支援員をどのように待遇、扱われているのかということを一覧表出してもらいましたが、7つの地域で、例えば一時金が出ていたり、年度末手当が出ていたり、交通費が出て一方、何も出ていない振興協議会の集落支援員もいるわけです。これが一律振興協議会で決めることだからと言い切れることでしょうか。

町の施策の一環で集落支援員に町が責任を持って特別交付税充てていて、それぞれの場所で内容が違ってくる。この理由には指定管理料の差があるのだという意見もあると思いますが、それも私は考えるべきだというふうに思います。集落支援員が仮に給与等上げる場合、これは町の職員やほかの仕事から見て妥当な金額かどうかということも当然考えていかなければならないことだと思います。総額7つの振興協議会で約5,000万円を少し超える事業費です。そのうちの60%が集落支援員の人件費です。約2,000万と少し、これが活動費です。その金額と総額7つの振興協議会に出している700万から800万ですか、全額。その指定管理料、これら

を管理し、運営することが地域振興協議会と集落支援員の事務的な仕事になってきています。このようなことが、どのような給与が妥当なのか、このことをも検討する時期になってきていると思うんです。

私は、南部町の住民の所得は決して高い現状ではないというふうに考えています。これは数々の数字が物語っていると思うんです。今、町がすべきことは、ここに住む人たちが安心して暮らせるように住民の所得を上げることを考えること。2つ目には、この町を支えていく人をつくっていくために、この町だけではない、ここに育つ人たちや、子供たちや大人が生涯豊かに暮らしていけるために生涯学習の基本をつくっていくこと、このことが一番大事なのではないでしょうか。そういうことを考えたときに、どう見ても、予算を見れば建物重視だというふうにしか思われません。

そういう意味でいえば、全体的に生涯活躍のまちの検討、地域振興協議会とその制度の検討、そして農業施策の検討等を行いまして、南部町での住民の暮らしを守ること、このことを第一に据えたまちづくりを目指してほしい、この立場から反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。私は、この議案第19号、平成31年度南部町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。先ほど真壁議員のほうから、いろいろ反対意見ございましたけれども、私は第1点だけ特に力説してみたいと思います。

荆尾議員のほうから当初予算の概略につきましては話がございました。その中で、昨年に比べて2億7,000万の減額でございますけれども、財政状況が、国や県の交付金に頼る依存財源が4分の3を占めております。しかし、決して余裕のある状況ではございませんが、できる限り国や県の補助事業を受けながら、職員はいろんな知恵を出して頑張っているところでございます。

町長の所信で述べられた基本姿勢の中に、地域経済の振興とか地域生活の確保、地域文化の振興の3つ視点に沿った先駆けた予算化されて、防災・減災対策、消費税率の引き上げ、保育無償化や保育士不足など喫緊の課題について予算計上されているところでございます。

特に反対意見の中で、拠点施設のもの、だから建物をつくるのではなくて、人づくりや物づくりにお金を使うべきだということをおっしゃられますが、私は特に今、緊急の問題として複合施設のことを考えております。今の南部町公民館さいはく分館は建設年度が古く、雨漏りがして公民館の教室等の使用ができなく、一刻も早く建て直していかなければいけない。それが社会教育

活動団体に利用していただくためにも早く建設していかなければいけないものだと思います。

また、図書館も拡充して、子供たちに快適な図書環境を整備して公共交通の待合室を設けたりして、複合施設の建設が待たれる予算であります。特に今年度は現施設の解体工事や使用物件の移転予算であります。

さらに、今まで公民館長は教育長が兼務していましたが、先ほどの議案の中で、非常勤職員ではありますけれども、社会教育に携われた専任の館長を配置するということが可決されております。工事が完成するまではあと数年かかりますけれども、複合施設の公民館職員や図書館職員の細かな職員配置があると思います。そういうことから、この予算については早く対応し、そして一日も早いこと社会教育の拠点づくりになっていくものと思いますので、私は賛成する立場ですので、よろしく願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。私は、この議案第19号、平成31年度南部町一般会計予算に反対するものであります。理由は、限られた予算の中を有効にやっぱり回していく、そして町民の暮らしを守る、そういう立場に立つべきだということから反対いたします。

職員の方は、正規職員がだんだん削減される中、非常に日夜努力されて、住民のために奉仕しようという精神でやっておられるということは十分理解しますし、高く評価したいと思います。不足の分で、また、非常勤の非正規で働いておられる方、この方も町民の暮らしを守るために与えられた部署をしっかりと守ろうということをやっておられることについては敬意を表したいと思います。

何点かこの予算についての反対理由を申し上げます。まず、J O C Aの連携事業として掲げてあります、1,808万4,000円でしたかありますね。それは説明によりますと、佛子園の経験からそれを学んで事業したいということなんです。事業内容を見ますと、生活の介護、それからショートステイ、あるいは天然温泉を利用する。また、レストラン、そして交流スペースなど、それらのことが上がっております。しかし、私は、この中で、そのような同業でやっておられる方、しかも自分で資本をつぎ込んで施設をつくってやっておられる既存の事業者に対して非常に大きな影響があるんだないかと思います。そういうことからすれば、私はこのJ O C A連携でお金を出すこと、温泉発掘に国から来るもん合わせて8,000万もつぎ込むわけですが、そ

ういう考えじゃなくて、自己資本でやっておられる民間の方、そういう方にもっと目を向けるべきであるということ、まず1点指摘しておきます。

それから、2つ目は、国保会計なんですね。私も一般質問いたしました。この中でまた予算も計上されておりますが、非常に大変な運営をされております。そういう中、やっぱり一般会計から繰出金をすべき、そのことを強く求めるものであります。

それから、次に、総金額としてはわずかかもしれませんが、緊急通報ネットワーク事業というのがあります。これはひとり暮らしの高齢者に対する生活を、危険が及んだときにそれに対処する事業なんです、年金生活者、これは所得は低いわけなんです。そういう人に負担をかけることはやめるべきだないかと思うんです。

まず、内容を言いますと、初期の設置のために1万1,000円から5,500円の負担があるということ。それから、利用は1カ月について1,045円月額負担があるということなんです。所得の多い階層ならいいんですが、えてしてこれ見ますと、高齢者はわずかな年金の中、だんだん引き下がる中で非常に苦心をした生活されております。そういう中で、ひとり暮らしですから、特に危険な状況に対応するそういうシステムには負担をかけないこと、このことをやるべきということ、このことを強く求めるものであります。

それから、病院の事業会計、これに県の要綱で、基づいて利子補給を県はしております。町もこの要綱に基づけば、当然、利子補給は町が出すこと、このことを求めるものであります。

それから、観光関連の予算、約2,000万円ほどがあります。それで、私もずっと以前に費用対効果のことはどうなのかということ、これを聞いたんですが、それについては、それは不明だということだったんです。今回も委員会の中でそういうことが指摘されたんですけども、それはわからないということなんです。私は、財政が豊かな自治体ならそれも一つでしょうけども、しかし、住民のささやかな要求に対しては財源を理由に蹴られます。そういうことをやることをやめて、そういうことをするようなことがあるならば、やはり費用対効果がわからないような予算の使い方、ぜひやめていただきたい、このことを強く申し上げます。

それから、一般質問で私、述べましたが、学校給食無償化、いわゆる負担を軽減すること、このことを求めましたが、しかし、数回議会でやりますけども、前進はありません。私は、義務教育に対して持っておられる保護者の方、この方たちの家計が、多くは大変苦しんでおられます。私は、子育て支援を前面に掲げるならば、このことの無料にするとか、あるいは軽減をすること、このことを求めて反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

賛成ですね。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 一般会計の当初予算がこのままで、反対のまま終わってしまえば、余りにも、執行部が一生懸命やられたこの予算についてちょっと光を当てないけんじゃないかなと思っております。

この議案第19号、平成31年度南部町一般会計予算ですが、本年度は前年に比べて緊縮予算になっております。なぜそんな緊縮予算、だけでも、その中でぴかっと光るようなことがあって町長の方針が生きておれば、また、それによって町民が潤って喜ばしいことになれば、私はそれでいいと思います。

ほとんどが継続事業でございます、今るる反対討論言われました中身は、継続事業の中身についてもうちょっと改善していただきたいというのがほとんどでございます。

新規事業として、町長は、ことしはどうも観光に力を入れる予算である、特に農泊でございます。そういうことに力を入れて南部町をそのインバウンド政策でも引っ張っていきたいというのが今回の予算にあらわれております。

もう一つは、子供のいる世帯の子育て関係ですが、保育所が小規模保育と院内保育と拡充になっております。それに関して過去、るるありましたが、もうちょっと処遇改善すれば何ほでも入るんじゃないかということがありましたが、町長は、南部町も今まで以上に子育てに力を入れると、そのように解釈すればこれは道理になります。

今回の予算、いろいろありましたが、それともう一つ、国からの予算でして、消費税絡みでございます。今回の陳情にもありますが、いろいろあります。この消費税、いろんな意見もある中でも、もう閣議決定して国の衆議院は通っております。今、景気は動向が厳しなっておりますが、私はそれで絶対通ると思っております。それ通るための消費税対策がこの予算の中身に散りばめられております。特に高齢者と低所得者に対しての配分は顕著に出ております。そのような大きな中身の当初予算でございます。その中でるる反対言われましたが、これはきちっと言っちゃいたがいかないかなと思ったのはいろいろありますが、特に消費税は今言いましたとおりでございます。

あとは、職員の評価でされてますが、職員をこれ以上ふやしていいでしょうか。今、129名ですか、これを本当にもっとふやしていいでしょうか。今、働き方改革等で非常勤の職員等が、いろいろ町はやられないけんと思っております。その中で、交付税がわずか4割ぐらいしか来ない中で人件費ばっかし上げてどうでしょうか。事業ができないやになっちゃったら本当に困ります。そういうことを今、危惧しております。

それとあとは、いつも一番問題になるのは、保育園の問題ですね。これは大々的な、大きなことを言いますと、これは小泉改革からですが、民でできることは民でしましょうねと、公でできることは公でしましょうと。確かに保育園は、子育てについては児童福祉法によって、子供は町が、行政がきちっと面倒見るという1項があるみたいです。だから町立保育園というのが、保育所、保育園は全部町立が、町が見るとというのが児童福祉法に1項ありますので、保育園から始まったんです。それが今、だんだんと民営化に移行しております。それも町が関与をきちっとしとれば別に民営化は問題ない、私、思っております。伯耆の国の民営化になったのも、あんどきは非常勤職員ばっかしで、その人を全部伯耆の国、民間の正職にするというところから始まりました。

今、るる会計の中身が問題になっておりますが、今までやったことのない10年間という指定管理の中で、10年間分のたしか手当を出したんだないかな。その中で賃金アップしたりばったりで会計が煩雑になって、私たちの単年度主義と10年スパンの主義とのずれが生じてるようであるように感じました。それは今度の、真壁議員が一般質問に対してそのことをただされましたので、これはぜひとも整合できるならば整合していただいて、見える化にしてやれば問題ない。社会福祉法人ですので、県から監査が入っております。それに対して指摘とかあれば直しておると思います。だけんその辺も考えてそれをしていただければ私はいいと思います。

それと、振興区の話が出ましたが、確かに一般質問等でも集落支援員の人件費の問題がありました。振興区立って確かにもう根づきました。南部町を発展するため、各振興区の本当の、おのおの地域に合った活動によってそれらの文化ももうできております。それに対して人件費の補助というのはやっぱり一考すべきやなところがあると思います。そういうことも考えてもおれば、私はいいじゃないかと思えます。

CRCの話が出ました。地方創生交付金、今、もうあと来年か再来年で一応、第1期終わりますね。これに対して今、半分町が出さないけんやになっていますが、新しい地方創生の流れを見ながら、どのような対応をしていいのか、今度は南さいはくに100万円のその調査費が出てますが、それが合致するような流れにしていだきたい。箱物ばかりじゃないと思えます。箱物もつくってもいいですけど、箱の中身も今度は大きくなるような、地方創生になるような気がしております。

そのことを十分に理解され、今回の当初予算は、町長が肝いりの観光に力入れ、インバウンドに力入れ、農泊に力を入れて、地域の住民にちょっとでも活力ができるよう頑張るといような予算でございますので賛成して、これによって町民が輝くような予算執行がなされることをお願い

い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号、平成31年度南部町一般会計予算、採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここでお昼休憩に入ります。再開は13時、午後1時にしますので、よろしく願いいたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第21 議案第20号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第21、議案第20号、平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第20号、平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の御意見を報告いたします。まず、反対者の意見ですけれども、国保税だけで平均所得の1割に当たる。国保税は年々上がっているのに平均所得は減少している。国保税の滞納も増加しており、今後、国にさらなる負担を求めるとともに、町としても国保税の引き下げに当たるべきだと思う。

賛成の御意見としては、激減緩和の措置が今はとられているので、南部町は近隣町村と比べても国保税の負担は少ないほうであり、今後、一般財源から繰り出しなど健全な国保事業の運営に努めてもらいたいという意見でした。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

まず、反対の討論よろしくお願ひします。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第20号、平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算について、反対するものであります。

理由は、私は、一般質問で、国保税の引き下げを求めて質問いたしました。その中で、現状、所得額、そして国保についてどれだけかということ、金額をお聞きしました。答弁いただきましたのを見ますと、1割をはるかに超えております。本当に低所得者を対象とした皆保険中の国民健康保険です。そういう中で1割以上、恐らく1割何ぼになるんで、残りは8割何ぼの中で生活をするということになります。そうしますと、まず公共料金があり、そしてまた、日々の生活の用品、そのようなこと。さらに、近所のつき合いといいますか友達とのつき合い、そういう中でいくと大変窮屈な生活だと、こういうことが当然予想されます。

私は、いわゆる均等割、人の数によってこれを、均等割はやめるべきだということを言いましたけれども、しかし、答弁であったのは、地方税法によりますとそれはいけないということだったんです。ところが、最近見ますと、全国で25の自治体がこの均等を廃止したり、あるいは軽減をして負担を少なくしております。

そういう中、一般会計の予算でも申し上げましたが、国保税に一般会計から繰り入れをして負担を軽減すること、このことをぜひやるべきだと思います。そうしないと、本当に払いたくても払えないというような状況、そのために税の納入がおくれたり、あるいはまた、短期保険証の発行になったりして、非常に肩身の狭い思い、窓口で、そういうような状況をされる状況はあってはならないことだと思います。南部町で本当に安心して暮らす、応援するために強く軽減を求めて、この予算について反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 10番、細田です。議案第20号、平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成の立場から討論させていただきます。

国保というのは国民皆保険の最後のとりでの保険でございます。本当に低所得者初め、個人事業をやってる方、会社をやめられた方が最後入られる保険でございますが、確かに亀尾議員言われたように税金の中で一番高いのは国保税であります。けども、税全体のパイの中で見れば、国

から補助金、財政調整交付金とかいろいろ入れたら、皆さんで国保税を賄うのは約20%近くで、みんなに分けるんですね。分ける中でも厳しいのは事実です。特に制度も変わりました、平成30年だったか、29年だったかな、県一本になりましたね。その県一本になったときに、南部町は本当に鳥取県全体で優秀な圏でして、今まで一般財源を入れずに国保税だけで国保会計を運営しておりました。

去年、久しぶりに4,000万の基金を積むことができました。他町では一般財源入れてそれを基金にためた云々というのがありましたけど、県一本になった国保が、今度は県のほうから、南部町はこのぐらい医療費がかかっていますので、これだけ下さいというの来るんですね。これに見合った税率で掛けて国保税を負担するんですけども、国保世帯の約7割弱、全体の、軽減世帯になっております。それだけ南部町に入っている国保の人は低所得者が多いのが事実です。その中で、7割、5割、2割軽減という措置をとられております。この中に、特に5割、2割軽減については国の助成がありまして、それなりに拡充がなされておりますが、県に一本になったときに、南部町にはその経過措置で税金がちょっと安くなるようになってますが、その経過措置がそろそろ切れる時期に来てると思っています。そうなったときにその基金4,000万が、その4,000万のうち2,000万、もう使わないけんやな状態になっておまして、もう2,000万もこの軽減措置が切れればなくなるんじゃないかなと思っておまして、大変厳しい国保会計になっております。

町村国保から県一本になったときの文書をいろいろ読みましたら、イレギュラーかどうか知りませんが、最初で最後かもしれませんが、安定するために一般財源を何がし入れてもいいというような1項がありました。私は町長にお願いしたいんですけども、たまたま西伯病院が今、経営が大変になったので国保会計がある程度守られておりますが、西伯病院の経営が軌道に乗れば、早速南部町国保に影響が出てまいります。そのためにも、今、基金が4,000万のうち、2,000万を補正予算で使いますので、あと2,000万も恐らくもうそろそろなくなるんじゃないかなと。中で、国保の、県に一本になったときの1項があるように、ぜひとも清水の舞台から町長も飛びおりていただきまして、国保会計を守っていただきたいことを要望いたしまして、この国保会計にはいろんな手当が入っていますので、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたしま

す。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 2 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議案第 2 1 号、平成 3 1 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 1 号、平成 3 1 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の御意見を報告いたします。まず、反対者の御意見ですが、後期高齢者の自己負担が 1 割から 2 割となる予定があり、年金収入が減っていく中で、高齢者に対する負担軽減を求めていくべきで反対する。

賛成者の方ですが、自己負担の 1 割は継続されていく予定であり、低所得者対策もとられているので賛成する。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1 2 番、亀尾です。議案第 2 1 号、平成 3 1 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

理由は、医療費の窓口負担を 1 割から 2 割にするということなんです。委員会では、まだそんなことは決まってないという発言もありました。しかし、今の国会、国政を見ますと、何が何でも数の力によって強引に通してしまうのが今の安倍政権のやり方であります。消費税を片一方で上げようとしておりながら、福祉の充実のためといって導入されたときからずっとやってきたの

に、年々年々自然に負担がふえる分も、それも国家予算からどンドンどンドン削って行って、本当に国民をないがしろにするようなやり方に憤りを感じます。そして逆に年金は下げていく、そして窓口負担はふやすこのようなやり方。

安倍政権はこう言ってますね。全ての世代が安心できる全世代型社会保障に転換すると言ってきましたが、先ほど言いましたように、今までも、そしてこれからもこのようなやり方を、国民を、庶民を苦しめる、このようなことにはかなり私は憤りを感じます。このようなやり方に対して、これは国がもっともっと予算をふやして、社会保障の、やることは根本なんです、今回のこの予算に対しては反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案第21号については賛成の立場から討論させていただきます。

今、亀尾議員が反対討論で言われた内容については、この後、国に対しての意見書を提出しておられますので、そのときにまた詳しくお互いに意見を交わしたいと思います。後期高齢者医療、制度始まって10年近くなつたんでしょうか、大分定着しております、今、懸念な材料は、9割軽減の方が8.5割軽減になったこと、それに対して負担がふえたということはあります、特例ですけどね。8.5割軽減の方はまた1年延長になっております。

また、5割軽減、2割軽減の方は拡充になっております。これは消費税絡みでございまして、やっぱり高齢者の中にも、それなりに国保と一緒に低所得者に対して厚く手当てをされるような、今、制度になってございまして、みんなが安心して医療が受けられるような制度になってございまして、これに関しては賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、平成31年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 3、議案第 2 2 号、平成 3 1 年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 2 号、平成 3 1 年度南部町墓苑事業特別会計予算について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 2 号、平成 3 1 年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 4、議案第 2 3 号、平成 3 1 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 3 号、平成 3 1 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の御意見を報告いたします。まず、反対の方ですが、多額の未納については国にも責任があり、解決すべきこと。町からも国に求めていくべきだと考える。この貸付事業については評価をするが、未納の問題についての解決策を国と協議し、町が計画を示すべきだ。

賛成者の御意見ですが、多くの未納がある中で会計が 2 年後には終了となる。債務者や連帯保

証人が死亡した場合には国が補填したという事例もあるので、国とも連携して取り組んでもらいたい。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第23号、平成31年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算に反対をいたします。

平成31年度の予算は、収支とも133万円と、若干の管理費を除いては元利償還に充てられています。先ほど委員長もまとめて報告して下さったように、2年後にはこの償還も終わってきて、特別会計の予算がどうなるかという協議もなされていくとこだと思います。

この予算には出ていないのですが、毎回、委員会でも審査の対象になって大幅な時間を使うのが、滞納額とそれに対する対応の問題です。滞納総額、担当課から出してもらった資料によると、8,726万5,104円に上っています。それぞれの滞納額と償還の様子、それから滞納理由についても一覧表が議会に出ているところです。全体から見て、平成30年度の現在の収入額というのは155万2,000円という金額です。この金額は全体の返済者に比べて約6割の方の返済で、4割の方々からは収入、いわゆる返済ができていない状態が続いています。その収入が返還できていない、当年度にできていない方々のうちの4割が実際に返還は無理な状態だということも報告されてきたところです。話し合っていて、賛成者も反対者も一致するのは、国の施策があるので、これについては、いわゆる財源保障も含めて国に求めることについては一致していることです。

私たちはこの予算には反対ですけども、住宅新築資金等の地域改善対策事業で行ってきて格差がなくなり、いわゆる差別解消に大きく貢献してきたことについては評価をするのですが、当時のいわゆる返済ですね、保証人等の立て方、それから返済のめども立たずに貸してきたということについては、一定、町も責任があるというふうに考えているわけです。

今現在、担当課等も取り組む中で、滞納理由やそれぞれの世帯の状況わかっていく中では、何らかの措置をしていかなければならないというふうに考えています。現在の段階で、国が何とかするのでということについて言えば、町も責任があるのではないかというふうに思います。委員長が述べたように町が状況を一番よく知ってるのですから、計画を立て、国に求めるべきところ

と町が努力すべきことを明確にして計画案を示すべきだということで反対をしました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。議案第23号、平成31年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

この当初予算は、歳入については、県支出金、繰越金、諸収入、歳出については、総務費、公債費、予備費をもって歳入歳出の総額をそれぞれ133万円と定めるものであります。これは住宅資金貸付事業の元利償還するものであります。端的に言えば、貸付金を回収して元利償還に充てるものです。この償還もあと2年で終了と聞いていますが、しかし、滞納額が資料によると平成30年度現在で、先ほども反対の方が言われましたけども、約8,700万円であります。このことを南部町としてどう対処するのか、また、この事業を行っている全国の市町村自治体と同調し、国に提言していただくことをお願いをいたしまして、賛成の意見といたします。よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号、平成31年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第25 議案第24号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第25、議案第24号、平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第24号、平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について審査の結果、全員一致で可決すべきと決し

ました。

今回、全員一致したわけですが、今までこの農業集落排水、下水関係の特別会計、全員一致、初めてではないかと私、思いますけれども、今回、今まで反対してこられました議員さんのほうから賛成の意見ということで発言がありましたので、御報告しておきます。

負担軽減は今後も継続して求めていくが、今回は一般財源の繰出額など金額がきちんと説明されている。公共インフラをどのように維持していくのかが今後の課題である。現状は、大変厳しい困難な中でも、値上げもせず努力して維持されていることを評価し賛成する、こういう御意見をいただきまして全員一致となりました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 4 号、平成 3 1 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 2 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 6、議案第 2 5 号、平成 3 1 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 5 号、平成 3 1 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 25 号、平成 31 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 27 議案第 26 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 27、議案第 26 号、平成 31 年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 26 号、平成 31 年度南部町公共下水道事業特別会計予算について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 26 号、平成 31 年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 28 議案第 27 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 28、議案第 27 号、平成 31 年度南部町太陽光発電事業特別会

計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第27号、平成31年度南部町太陽光発電事業特別会計予算について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第27号、平成31年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第29 議案第28号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第29、議案第28号、平成31年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第28号、平成31年度南部町水道事業会計予算について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 28 号、平成 31 年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 30 議案第 29 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 30、議案第 29 号、平成 31 年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 29 号、平成 31 年度南部町病院事業会計予算について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 29 号、平成 31 年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 31 議案第 30 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 31、議案第 30 号、平成 31 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第30号、平成31年度南部町在宅生活支援事業会計予算について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第30号、平成31年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第32 議案第31号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第32、議案第31号、鳥取県西部町村就学支援協議会規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第31号、鳥取県西部町村就学支援協議会規約の変更に関する協議について審査しましたところ、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第31号、鳥取県西部町村就学支援協議会規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 3 3 議案第 3 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 3、議案第 3 2 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 2 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 2 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 3 4 陳情第 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 4、陳情第 1 号、2019 年 10 月からの消費税増税を中止することを求める陳情書を議題といたします。

本件につきまして民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、長東博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長東 博信君） 民生教育常任委員長の長東博信です。委員会に付

託を受けました、2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書について審議いたしました。

審議する前に、参考人として趣旨説明をしたいとの申し出があり、まず、参考人の申し出の可否について審議することといたしました。

審議開始前に委員より、参考人招致の場合、どの時点で、誰から出るのが正しいのかとの問い合わせがあり、議会事務局長へ確認結果、委員会での決定をもってということになるが、通常は陳情者の方から話させてほしいという形になっているとの解説がありました。

委員会での主な意見では、この委員会で十分な審議をできない場合、委員会が参考人を呼ぶということもあるが、呼ばなくても十分審議できると思う。

次に、消費税廃止の各連絡会がつくられている。そのメンバーがそれぞれの陳情書を出しており、業者という立場で西部地域や米子を含む地域の動向がどうなのか等、中身を知るために背景を知りたいという点で陳情団体から話を聞きたいということが一つ。

もう一つは、議会で意見を述べたいという点で、ありがたいことではないか。

次に、審査は参考人がいなくてもできる。問題は、議員としての責任を果たすためには、商売の状況も知りたいし、機会をつくってほしいと思っている。

次に、今回の消費税、陳情については、これまで二、三回来ているし、わざわざ参考人に御足労をかけていただかなくてもよいと思う。

このような意見がありましたが、採決の結果、参考人招致は賛成少数で否と決しました。

引き続きまして、陳情書の採決可否審議に入りました。審議いたしました結果、賛成少数で不採択と決しました。

賛成、反対の立場から御意見がございましたので、御報告いたします。一つ、今度の消費税というのは、いろんな買い方、買う場所等によってパーセントが違うが、余りにもたくさんケースがあり、本当に実施できるのか。

一つ、消費税2%アップで一番困るのは低所得者や子供さんたち。低所得者が食料品にまで課税されては困るということで、年金受給者に上乗せしてカバーする、介護保険にはかさ上げになっているなどの策なのでよいと思う。さまざまな懸念あるが、上げたときの波及効果が大きいと思う。

一つ、政府は、1%上げたら2.7兆円入ると言っている。ところが、1年間で6兆円近くを使って減税対策をとると言った。年間5.4兆円つぎ込んで減税させてその後どうなるのか、大きな問題だ。

一つ、10月から3歳、5歳の幼稚料、保育料については、全世帯無料化という方向性が出されており、無償化という点だけとれば保護者の方にとっては評価できる面だと思う。

以上のような主な御意見がありましたので、委員長報告とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありますか。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。まず、1点目ですけれども、参考人を呼ばなくても判断できると言われた理由について済みませんが、もう一度御回答をお願いします。

それと、今回、参考人を呼ばなくてもいいというふうに決めたのが3月8日の金曜日の委員会の席だったと思うのですけれども、9月議会と3月議会はスケジュール的に長いものがありますが、6月議会と12月議会はスケジュール的に大変短いというふうに認識しております。この場合、参考人を呼ぶ呼ばないという判断をした日に決をとってもいいものなのか、そのあたりの判断についてお願いします。以上、2点です。

○議長（秦 伊知郎君） 長束博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 民生教育常任委員長でございます。ただいまの質疑でございますが、参考人を呼ばないと決めた理由ということでございます。

先ほども一部御報告しましたように、委員会で呼ばなくてもいいのではないかと、こういう結論でございました。流れ的に申し上げますと、過去の経過もございますので、それも含めまして御紹介をしていきたいと思っております。

委員会付託になっておりましたけれども、実はこの以前のものですが、平成27年にありました参考人招致をしたときは、民生教育常任委員長の専決処分、こういうことで決めた経過がございます。

それから、昨年にごございました参考人招致の問題でございますが、これにつきましては議会運営委員会でお諮りしております。これは議会運営委員会での決定をもって決めた、こういう経過がございます。しかしながら、対応がまちまちになってるということもございまして、南部町議会委員会条例第27条第1項の規定というのがございます。そこで「委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。」と規定されておまして、可否を委員会で判断し、その後議長に決定していただくと、こういう段取りになっております。そういう意味からおきまして、この委員会のときに冒頭このようなことを御説明させていただき、委員会での可否判断したところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。スケジュール的に問題はなかったんでしょうか。今回、8日の日に委員会を開催されて、それでその日のうちに最終的に呼ばないというふうに決められたんですけども、もし呼んだ場合、6月議会とか12月議会みたいなスケジュールの短いときには、これはどういうふうに判断するべきなんだろうかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（秦 伊知郎君） 民生教育常任委員長、長東博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長東 博信君） 民生教育常任委員長です。期間が短い長いの問題ではなくて、委員会付託ということでございますので、委員会で可否を判断したということでございますので、その期間どうのこうのということではないんじゃないかというふうに考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 最後、あと1点です。今回、呼ばなくてもいいというふうに判断されたというふうで、その意見も一通り伺ってるんですけども、各自、今回の消費税が8%から10%に上がるということについてどのくらいの認識があったかというの、こういったことは共有されてたんでしょうか。

休憩してもらっていいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩はできません。答弁を求めます。質疑はもう終わりです。

民生教育常任委員長、長東博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長東 博信君） 民生教育常任委員長です。先ほど消費税の教育というお話がございましたが……（「共有」と呼ぶ者あり）共有ですか、済みません、耳が悪くて。共有というお話でございますが、各人の共有の中身については、これまでの、二、三回も意見書が出ておる、それから議論の中でも出ておりますので、それなりの共有はできておったんじゃないかと、このように感じております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 他に質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長さんの先ほどの報告でちょっとお伺いしたいんですけども、これまで消費税についての陳情が二、三回出てたんで、それで大体わかるんだないかというようなこと言われたんですけども、当時と比べますと相当中身が違いますね、プレミアムとかね。それから、定率減税だとかそういうことがあったんですが、そのことについて皆さんの認識というものがどうなんだったろうか、共通されたんだろうかと思うんですが、どうなんでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 民生教育常任委員会委員長、長束博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 民生教育常任委員長です。委員会の中で論議されましたものは、先ほど報告させていただいた中身もございまして、特にいろいろなケースがございまして、税率あるんですけど、福祉に持っていくお金を集めるために低所得者へまで負担をかけるのはまずいのではないかというそういう据え置きのこととか、それから事業者が一番難儀だということで、事業者に対する支援メニューとか、それからレジの費用補助、それから研修等などの準備、それから食料品に増税になった場合、その部分が乗っからないようにとか、それから介護保険も消費、支出で上乘せにならないようにとか、こういうようなプレミアム付商品券も増税の影響受けないように配慮、こういうようなお話のことがございました。それから、カードについてもポイント、この辺の問題がありまして、カード使える人はいいけども、使えない人についてはその分を面倒見ると、こういうようなことがありますと、こういう御意見等が委員会の中で交わされております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

反対者ですので、1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。今回、陳情第1号、2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書、これは採択すべきであったという立場から発言させていただきます。

今回、消費税が10月から8%から10%に値上げをするという閣議決定がなされておりますが、一番大きな問題は、日本経済がどこまで立ち直っているか、特に消費経済の部分で一体どこまで立ち直っているのか、前回5%から8%に値上げしたとき、駆け込み需要は大変ありましたが、その後の落ち込みが大変響いております。現在、立ち直っているかないのか、これに関しては意見が分かれる、計算の仕方でまた意識が分かれています。

また、国会のほうで問題にありました毎月勤労統計の問題、この件に関してもいろいろありますけれども、今回この部分は、私は発言は控えさせていただきます。

一番問題になってるのは、あくまでも日本経済がどこまで立ち直っているかという問題です。それと、もう一点、一番最初に消費税3%を導入したときに言われていたことは、消費税は広く

薄く導入するんだ、広く薄く集めるんだというそういうことから始まっています。ところが、現在どうでしょうか。消費税は10%になっています。広くはそうかもしれませんが、10%という数字、とても薄いとは言いきれないんじゃないでしょうか。この点から言いますと、特に低所得者向けの対策であるというふうな発言もなされておりますけれども、実際のところはただ消費物価を10%上げて税を集めてるだけ、これはとてもじゃないですけども低所得者向けのという発言はできないのではないかと、そういうふうに思っております。

また、今回、閣議決定がされているというふうに言われております。しかしながら、実際のところ、リーマンショック並みの大きなものがあれば、そのときは考えるというそういうふうな発言も並行して出ております。

そして、先日ありましたとおり、今回、日本経済はもう既に低迷に入ってるんじゃないか、一体いつからがトップだったのか、いつからが上昇期であって、そして現在どこまで落ち込むのか、これが全くわかっておりません。こういう状態の中で消費税増税することは絶対やめるべきだと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。陳情第1号、2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書について、反対の立場で討論いたします。

日本は、今後ますます少子高齢化が進み、働く世代が減少し……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（11番 井田 章雄君） 陳情ですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 失礼しました。

○議員（11番 井田 章雄君） いいですか。

○議長（秦 伊知郎君） はい。

○議員（11番 井田 章雄君） もう一遍言いませんか。

○議長（秦 伊知郎君） はい、最初から言ってください。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。陳情第1号、2019年10月から

の消費税増税を中止することを求める陳情書について、反対の立場で討論いたします。

日本は、今後ますます少子高齢化が進み、働く世代が減少し、その結果、財源不足が発生し、今の社会保障は維持できない状況になります。このような事態になることを予想された野田政権は2012年6月に、2014年に8%、2015年に10%に引き上げる法案を提出され、8月10日に参議院本会議で可決成立いたしております。その後、安倍政権の2014年4月に予定どおり消費税を8%に引き上げ、その後、10%への引き上げは2回延期されております。これは日本の経済動向、環境を見ながらされたようでございます。

安倍政権の2018年10月に、2019年10月に消費税10%に引き上げることを表明し、同時に、軽減税率を導入すると発表されました。これによって社会保障の充実、少子化対策、将来世代の負担軽減、そして財政再建が進められます。

また、12月定例議会開会中の12月19日に、発議案第18号として消費税の増税の中止を求める意見書が提出され、本会議は否決しています。

以上のことを総合的に判断して、反対の意見といたします。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対者ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対して、消費税増税を中止する陳情書を採択すべきという立場での討論です。この委員会に私も参加しておりまして、賛否を、いろいろ意見を言い合いっこしてきました。

その前に、参考人のこの話があったんですけども、陳情が出たときに、陳情者等が意見を述べたいと言ってくることについては、議会改革をしていって、住民の声を聞きながらやっていくとする議会からすれば、当然、仮に自分と異なった意見であろうが陳情者が議会に足を運んで意見を述べたいというときは、私は反対する議員はいらっしゃらないと思ったものですから、正直ちょっと啞然としたというのが率直な感想です。

まず一番は、どういう意見であれ、足を運んできたいという意見は聞くべき、広げて持っていくという姿勢が議会として保たれたらいいなと切に願っているということです。

もう一つは、陳情者は町内の方でしたが、この西部地区消費税廃止各界連絡会というのがあるんですけども、この代表されてる方々が、いわゆる民主商工会という商売人の、中小業者の集まりの代表の方でもあるんですよ。御存じのように、消費税というのは誰が国に払うかって、業者が国に払うんですよ。業者が払って、その取り立て方は、業者といたら、例えば中小業者は国保税とかいろんな、あるんだけども、何せ一番えらいのが消費税だと言ってるんですよ。国

税は容赦しないと。容赦しないのであれば、自分とこの家の前通って勝手に取りに来いと言って抗議したという声とか、そんなに国税自分集めたくないから、集めたいんだったら事務費を出せというようなことも中小業者は言ってるというようなことを民商の方々が聞きながらやってるわけですよ。

私とすれば、例えば鳥取県内の、小さい県であるけれども、そういうところで景気が低迷してる中で、商売人の動向や、消費税が増税されたらどういうふう考えてるのかって、これ聞くことは、私たちが陳情採択する上でも、住民の暮らしを見ていく上でも非常に有意義だと思ったので、ぜひ意見を聞きたいと思ったので、意見を聞くべきだということを主張してきましたが、反対多数でできなかったことは非常に残念なことです。

委員会の中では、消費税を増税中止せんとやったほうが良いという意見で出されたのは、主に私は3つだというふうに思っています。一つは、今回は低所得者対策がとられてるから良いという意見。2つ目には、この消費税の増税のお金は社会保障で、今回は保育や幼児の教育の無償化のために使われるから良いのではないかと。3つ目が、先ほど井田副議長がおっしゃったんですけども、もう2014年に8%に上げるときから、以前から10%に上げることは決めて、2回も延期しとったのもう法律で決まってることなんだと、こういうふうに3つの意見が出たわけです。

1つ目の低所得者対策をとっているということなんですけども、まず大事なことは、今回もポイント還元とかやる中で、先ほどいろいろ意見言ってきましたけど、一番最近の新聞ではどう書いてあるかということ、低所得者とかポイント還元対策を5兆円使うと言ってるんですよ、5兆円使ってやるんだと言ってるんですよ。まずもって、昔は1%上がったら2.5兆円と言ってきましたよね。まず、入ってくるもんほとんど使って対策を練るんだということを見る限りは、政府も今回の消費税増税については、低所得者を初め、景気に大いに影響するだろうということを認めてるということです。それは低所得者にとったら薄く広くという、低所得者ほど負担の大きい消費税増税されたら大変だということですよ。

2つ目には、幼児教育・保育無償化の対象になるというんですけども、保育と幼児の教育の無償化は国会でも論議分かれたの皆さんも御存じだと思うんですけども、今回の無償化が、誰が要望したかということですよ。多くの保育従事者や当事者は、無償化より待機児童解消をやってほしいということが都市部なんかで大きく出ているわけです。なぜ保育の無償化が大きな問題にならなかったかということ、少なくとも保育園では、御存じのように所得で保育料を決めてるからです。今回、保育料を無償化して、その全体の金額の7割が高額所得の方の払う保育料に該当す

るのではないかということも国会で問題になっていたように、このことが低所得者対策とか格差の解消になるというのは大きな間違いだということがわかってきたわけですね。

それと同時に、地方自治体で言えば、この無償化の問題では、公立保育所と幼稚園等については、どんだけお金が入ってるかということ明らかにならない交付税対象になるということ。それから、これと引きかえにいわゆる食料費を負担するということになれば、今まで払ってなかった金額も払わないといけなくなるんじゃないか、そういう世帯も出てくるということ考えたら、とてもじゃないけども喜べるような代物ではないということです。

ちなみに、消費税がこれまで何に使われてきたかという点では、きのうでしたっけ、山本太郎という国会議員が言うておりましたが、ここ30年間のうちの消費税総額が372兆円になるんですけども、そのうち、明らかに社会保障費で使えたのは約18%と書いていました。そのほかはどこに使われたのかと国会で聞いているのに、知りませんと総務相が答えていました。これが、多くの国民が、今度増税するときどどのように考えるのかという点については、非常に興味のあることを言うていたなというふうに思いました。

一番の問題は、先ほど加藤議員が言ったように、今の経済情勢のもとで消費税上げていいのかどうか問われる。経済動向見るときに、私もよく知りませんが、何で判断するか。景気の動向はどうか、家計の消費はどうか、GDPではどうなるのか、この3つの指標で全てがマイナスと出てるということが国会でもわかってきたんではなかったでしょうか。

とりわけ今回の1月にあった景気動向指数では、今まで「足踏み」状態だったものを、「下方への局面変化」と下方修正したというの、これは2014年の4月に消費税上げたと言ったけども、その上げた年の10月か11月、消費税8%の影響が大変で、下方への局面変化したというときに、初めて最近では使ったんですね。消費税増税して下方への変化が見られたというものを消費税増税前に使っているというようなことはなかったんですよ。だから新聞の1面ではあんなに大きく報道されたわけですね。ということは、景気動向が、先ほど言ったリーマンショックということよりも、もっと深刻な状況だということをあの新聞の1面が言うてたと思うんですよ。

そしたら、2つ目の指標の家計調査はどうか。これも出てるんですけども、14年4月から8%に増税してから、実質家計消費の支出がどんどん落ちて、増税前に比べたら1世帯当たり1年間で25万円家計が減ってるというんですよ。これも消費税増税されてから改善されていないと言っています。

GDP問題では、実質の金額をどう見るかということでのやりとりがありました。安倍さん

が認めたのは、どうも比較すれば消費税8%に増税以降、約3兆円ぐらいが下回っている、水面下にいるんだということを、こういうふうな抽象的な言葉ですけど言ったんですよ。ということは、政府は、この3つをとっても景気がよくなったということ言っていないわけです。その状態で消費税を上げようと言っているものですから、幾ら国民でもわかりますよね。

どの調査も、フジテレビの調査を見ても、朝日新聞の調査を見ても、この16から17にかけては、消費税10%に増税反対が、53%が55%です。反対のほうが多くなっているんです。景気がよくなったのかといえば、8割が悪いと言ってるわけですよ。今考えないといけないのは、消費税増税していいかどうかの判断ではないでしょうか。国会では、野党は、今の時期、消費税は10月に増税すべきではないということで一致して動いています。

町議会のすべきことは、国会のことやから知らんではなくて、十分に御一緒に論議していただいたと思うんですけども、町民の暮らしを考えた場合、今の時期に消費税を増税することが住民の暮らしにとって、町の財政にとってどうなのかということを上げていくことのほうが大事ではないでしょうか。国が決まっているからといって国の決めたことを言って、今まで消費税にとって、本当に社会保障がよくなって介護保険が安くなったり、国保税が安くなったことは一回でもあったでしょうか。

そういうことを考えたら、御一緒に消費税増税を少なくとも10月の分は中止すべきではないかということで、足並みをそろえて意見書を出すことは十分可能だと思いますが、いかがでしょうか。御一緒に陳情を上げたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この陳情第1号、2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書について、長東民生教育常任委員長の報告のあった不採択に賛成の立場で討論をさせていただきます。

これは消費税増税、8%を10%に上がるということなんですけれど、確かに税金が上がるということは、賛成する人はまずないだろうというふうに思います。私もその一人なんですけれど、ただ、これはどうしようもない、国民の皆さんに負担をお願いしなくちゃいけないという部分について、ちょっと話をしておきたいというふうに思います。

まず、8%から10%の使い道ということなんですけれど、これは「社会保障と税の一体改革」というワードがあります。社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政の健全化を同時に達成することが目的となっております。具体的には、社会保障の4経費、年金、医

療、介護、子ども・子育て支援という、高齢者だけでなく、子ども・子育て世代までサポートの充実をさせることが大きな目的であります。

当初、先ほど井田副議長のほうからありました、5%、8%、10%ということで上げていくようになっているわけなんですけれど、この増税で約14兆円の税金が見込まれます。この中で社会保障、4つの大きな部分に分けております。後世への負担つけ回しを軽減することに対して7.3兆円。基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、3.2兆円。社会保障の充実、これは先ほど言いました年金、医療、介護、子ども・子育て支援なんですけど、これに2.8兆円。消費税引き上げに伴う経費増加の対応、0.8兆円、これはプレミアム付商品券とかだと思えます。

日本が抱えております急速な少子高齢化が進んでおりますが、単純に考えて子供が減少して高齢者が増加するということは、それを支える現役世代の割合がどんどん減少するということでもあります。消費税は、国民全体で国民一人一人を助け保障されるという点から、この増税に対しては賛成せざるを得ないというその点から、不採択に賛成の立場としての討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。委員長報告は、これは不採択ということだったんですが、私は採択の立場から討論いたします。

私は、一般質問の中でも何回か繰り返したんですが、税金を納める原則というのは、これは所得に応じて払ういわゆる応能性、これが一番の大前提なんです。そういうところから見ますと、今の税の取り方、これが消費税に限らずいかに不合理であるかということなんです。例えて申しますと、大企業は減税が進んでおります。消費税は3%から5%、8%、10%に今度しようというんですね。それなんですけども、しかし、2010年に復興特別法人税、約1兆円なんですけど、ここからまずスタートしました。15年度には法人税の引き下げ、25.5%を23.9%に、そして16年度には23.4%、18年度には23.3%、それぞれ減税を実施いたしました。さらに、事業税の所得税率も7.2%から3.6%に半減する、このことを大企業にやられております。つまり、年々大企業は税率を、税の負担を下げている、こういう状況であります。

しかし、反面、中小零細企業、これについてはどうなのかということ、16%いってあります。まさに中小企業、経営が大変な中、それでも税率を容赦なくそのままにしておいて、大企業は何兆円も内部留保しておりながら、そのお金を庶民とか国民の経済に回すんじゃなくて、内部留保ということでため込む、まさにこのことはやられてどうなんですか。しかも、その税金を、

先ほど言われました使い道ですね、社会保障にする。その内容は、年金、そしてまた介護、それから子供の教育の、子供を育てるほうに使うというんだけど、どうなのでしょう。まさに民主主義に反することがやられてるんじゃないですか。

沖縄県民が嫌だという基地の建設、それに何兆円もかける、このようなことが許されるのでしょうか。税金の使い方が間違ってるし、税の徴収そのものも間違いだ、このようなことをやられる。さらに、今、8%でも大変なのにそれに2%上乗せをする、数兆円を国は消費税で巻き上げる、このようなことです。

しかも、こういうことを言ってますね。言うに事欠いて、カードでポイント還元をしようと言っております。しかし、皆さん、ポイント還元するのは、売る側にとっては大変な迷惑ですよ。これ、このカードを使ってポイントで売った場合は、ポイントの手数料を取られるわけなんです。それで、その5%、しかし、5%はほいじゃあ国が見ましようというんですけど、それもわずかな期間しかないんですよ。あとは、それだけ5%を売り上げの中から引かれて、しかも即現金化だないんですよ。品物渡すんだけど、今度仕入れにお金が必要でも、そのお金を現金化がされていないからなかなか調達できない。まさに国民いじめ、大企業優遇、このような消費税の引き上げには断固反対するものであります。ぜひ、皆さんと力を合わせて、町民の皆さんが本当に大変な状況なんだからそれをやるべきです。

それと、もう一点、つけ加えますが、去年の11月12日に三朝の総合文化ホールで、県の議長が主催で議員の研修会がありました。その中で議会アドバイザーの方が、やはり議会というのはずれがあってはいけないんだと、みんなと考えるとね、そういうこと。どうでしょう、皆さん。私、このたび、100%とは言いませんが、ほとんどの方が消費税が2%上がることに對してはノーを言っておられますよ。十分ずれを克服して、ずれをなくして、庶民の訴えを聞きとめて国に意見書を上げようじゃないですか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって……。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 10番、細田です。この陳情については、委員長の報告どおり不採択にすべきだと思っております。皆さん、税金上がるのは誰も嫌ですが、今回の消費税については全世代型社会保障制度に充てるということでございます。

一番現場で困っているのは、消費税上がってもら、えらいなというのは介護職員の処遇なんです。また、保育園の保母さんもじゃなかったかな。そういう感じもありまして、そういうところに還元すると、そのような消費税です。

また、これが上がって一番大変なのは、低所得者がスーパーに行って同じ買い物するのも税率一緒なんですね。軽減税率がそこで生まれたというわけなんです。そのような中身で、今回の消費税には、特に子育て、低所得者の人にはゼロ歳から2歳まで無料、3歳から5歳までは全世帯無料とかそのように行っております。

今、我が町で消費税上げて大変なのは西伯病院なんです。薬買ったり賄いを買ったり、そうするときには全部消費税払ってます。その消費税が患者さんに還元できないんです。こういう弱いところもございますが、今回の消費税に上がったときには初診料とか再診料に上乘せするような手当てもなっております。そんなむやみに上げて国民をいじめるような施策はやっておりません。あくまでも全世代型社会保障を一步でも充実して、今回を、難局も乗り越えていく。

一番危惧してるのは景気動向なんです、この景気動向によってもしも消費税がポシャれば全部の予算が狂ってしまいます。このことがないように、また、現場の介護職員や、保母さんや、いろんな方がこの処遇改善によって生活が安定できるようなことができることを希望いたします、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号、2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。（発言する者あり）

休憩します。

午後2時15分休憩

.....

午後2時16分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

もう一度採決をいたします。（発言する者あり）いや、いいですが、そげに。やると言ってるんだから。（発言する者あり）

午後2時16分休憩

.....

午後 2 時 1 7 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択することに決しました。

ここで休憩をとります。再開は 2 時 3 0 分にします。

午後 2 時 1 7 分休憩

午後 2 時 3 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第 3 5 議案第 3 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 5、議案第 3 3 号、南部町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第 3 3 号、南部町教育委員会教育長の任命について提案をさせていただきます。お手元のほうに資料を配付していますので、ごらんください。議案第 3 3 号、南部町教育委員会教育長の任命について。

南部町教育委員会教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、鳥取市桂見 1 7 9 番地。福田範史、昭和 3 6 年 3 月 1 0 日生まれでございます。

永江教育長には平成 1 6 年の合併以来、足かけ 1 5 年にわたり南部町教育行政の先頭に立って、そのずば抜けたリーダーシップをもって、地域協働学校の整備など全国のモデルとなる事業を進めていただきました。その後任の教育長の選任には大変苦慮いたしましたが、熟慮の結果、福田範史氏をお願いするものでございます。

福田範史氏は、平成 2 4 年から 3 年間、南部町教育委員会で南部町総合型スポーツクラブの実現などにその手腕を発揮していただきましたので、町民の皆様にもなじみ深い方だろうと思って

います。福田氏を南部町教育委員会教育長に任命することについて御同意をお願いいたします。
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長から提案理由の説明がありました。

これより質疑に移ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 3 号、南部町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

議案第 3 3 号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

休憩します。

午後 2 時 3 3 分休憩

午後 2 時 3 3 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

日程第 3 6 発議案第 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 6、発議案第 1 号、地方行政調査特別委員会の設置についてを
議題といたします。

提案者であります景山浩議会運営委員長から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、景山浩君。

○議会運営委員会委員長（景山 浩君） 9 番、景山です。

発議案第 1 号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成31年3月22日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 景山 浩

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
——別紙を読み上げます。
.....

別紙

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 調査事件

調査地、調査期間、経費及び調査方法
.....

でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終結いたします。

これより、発議案第1号、地方行政調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきまして

ては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。

委員は、議員全員14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午後2時36分休憩

午後2時36分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員会委員長、仲田司朗君、同副委員長、長束博信君。以上で報告を終わります。

日程第37 発議案第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第37、発議案第2号、高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者であります亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。発議案第2号について発言します。

発議案第2号

高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成31年3月22日 提出

提出者 南部町議会議員 亀尾 共三
同 同 真壁 容子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
別紙を朗読いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 朗読してください。

○議員（12番 亀尾 共三君） よろしく申し上げます。
.....

別紙

高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書（案）

後期高齢者の医療（75歳）の医療費窓口負担を現行1割から2割にする負担増が、内閣府の経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で審議された。

このほど厚生労働省の社会保障制度審議会でも議論に上り、日本医師会、全国老人クラブ連合会、全国市長会のメンバーから、反対意見や慎重意見が相次いでいる。

後期高齢者は、戦中・戦後の苦難をくぐり、日本社会の復興、経済発展に寄与してきた世代である。この間毎年、公的年金の受給額が減少するなどの影響もあり、その経済的困難は深刻だ。ひとり暮らしの高齢者の約半数が生活保護基準を下回る生活をし、高齢世帯の72%が貧困状態にある。

75歳以上の医療費負担の2割化は、医療機関へのアクセスを阻害し、高齢者の命を脅かす制度見直しになりかねない。そのため、国においては、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担は、原則1割を継続するよう、要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
.....

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。提出者の方にお尋ねをします。1割負担を引き

上げないということは、非常に受益者の方にとってはありがたいことだというふうに考えますが、それによって負担をする世代の負担感とか、どうやって医療費のトータルといいますか、収支を、バランスをさせていくんだということは、どのように考察をされた結果の意見書提出のこの発議になったわけでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） お答えします。医療費は当然、今の1割のままなら年々医療費が、やっぱり増加するのがここ数年のならわしです。その2割にしたら、それが医療費の会計がそれだけ助かるわけなんですけども、しかし、1割にしたらどうするのかということなんですけども、ここにも書いておりますけども、日本医師会や全国老人クラブ連合会や市長会の方から意見、反対。それでじゃあどうするのかということなんですけども、これはやはり社会保障が充実させる。それで、やはり医療費については国が一定のやっぱり負担軽減のため、負担を和らげるために予算を上積みするというで解決するというぐあいに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） どの程度医療費が1割のままだと、基本的に医療費というのはどんどんどんどんふえていくベースにあると思います。そのふえる部分も結局、高齢者の方自身も負担はされるわけですけれども、大きなものというのは保険制度での支援であったり、税金から投入をされたりということで、勤労世代の方が非常に大きな部分を負担をされていると。そのところをどう捉まえて、今後もさらに医療費というのは上がっていく。じゃあ、それを少なくなっていく勤労世代の人に、どんどんどんどん肩に乗かる部分を、大きくなっていてもいいというふうにお考えなのか。それとも、政府が何か手品のように誰も負担しなくてもいいような制度というものをつくってくれるというふうにお考えになってるのかどうか。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 政府は打ち出の小づちを持っているわけではありません。振ったらそれが出るというものではありませんが、しかし、ここにも書いてありますように、やはり高齢者の方の多くの方が貧困状態といいますか、非常に生活が、状況であります。その方も当然、保険料を払っておられるんですけども、しかし、そうじゃなくて自然増というのが毎年どんどんどんどんやっぱり上がってきてますね、この流れを見ますと。そういう状況であれば、やはり国民の命を守るという大きな責任を政府で持ってるわけですから、当然その中で、国の財源の中から負担していくということをやっぴりやるべきだというぐあいに思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 1点、提出者の亀尾共三議員にお聞きしますが、この原文の中に、2行目は「内閣府の経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で審議された。」その下のくだり「このほど厚生労働省の社会保障制度審議会でも議論に上り」とありますが、本当に今これが上がっていると確認されましたでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私もこの会議、審議会に傍聴に行ったわけではありませんけども、しかし、制度の審議会で審議されている以上は議論に上がっているというぐあいに、私もそのように感じております。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 亀尾議員も口頭名乗っておられますので、それぞれの口頭から、厚労省の社会保障審議会にこういう議論が今上がっているかどうか確認はできると思いますけども、確認されましたでしょうか。（「提出者答えますよね」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 答弁ですか。（「答弁です」と呼ぶ者あり）

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどこの中にありました、内閣府の経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で審議されてるんですね。このほど、厚労省の社会保障制度審議会でも議論に上ったという点でいえば、私どもの資料には、第115回社会保障審議会医療保険部会議事録として、平成30年11月14日水曜日、場所は書いていませんが、16時から17時47分の間にできたというのをもらっているんです。そこでの内容で、日本医師会や全国市長会、全国老人クラブ連合会の方々が参考人として呼ばれて、そういう会を開いているということの情報ありますので、もしよかったら読み上げましょうか。いいですか。（発言する者あり）以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田司朗でございます。私は、高齢者の医療費窓口負担の

「原則1割」の継続を求める意見書に反対する立場で討論をさせていただきたいと思います。

現在、後期高齢の75歳以上の方については、窓口が1割負担でございます。ここに2割になるんじゃないかという文言もございますが、現在、所得の多い方は現役並み課税ということで、既に現行は3割負担になっておられる方もございます。これは所得が高い方の場合でございますが、ところが、1割負担で医療にかかる場合は、特にお薬とか、そういうジェネリック医薬品を使っていたりして負担が軽減されておるところもございますが、特に今、この1割から2割という話はあることは承りましたけれども、実際に高額医療が、もう既になっておられる方がおられます。ですから、高度医療をやられればやられるほど窓口負担は確かに高くなりますけれども、それは高額医療で対応できるということでございますので、特に日本医師会なり老人クラブ連合会のほうが反対が多いものでございますから、今すぐに2割になるというようなことはないと考えますし、現行のとおりなるんだと私は思っておりますので、この「原則1割」の継続を求める意見書につきましては、これにつきましてはの反対をするものでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ぜひこれを一緒に上げてほしいということで、先ほど仲田議員もおっしゃるように、日本医師会も反対して、老人クラブの全国連合会も反対して、そういうところが早々上がるわけじゃないじゃないかということですよ。私もそう思うんですけども、例えば介護保険の要支援を切り離すときも各分野から反対の意見が出たんですけども、それが強行されてしまうという、今まで経過があるわけですよ。

一番大きな理由は、社会保障費というのは年間の自然増というのを見込んでるんですけど、その自然増を抑えようとしてるんですよ。約6,700億円ぐらいを毎年抑えてしてこようというところで、どうしても自然増のところの分を避けるという一つに、介護保険料を上げないようにするとか、この後期高齢者医療も該当してくると思うんですよ。

それで、先ほど細田議員もおっしゃったように、財政諮問会議等は割と社会保障の専門家じゃないからね、社会保障全体減らせという中で、この後期高齢者医療についてもよそもやってるやないかと、1割から原則2割にしろという意見が出ているときなんですよ。例えばもう決まってしまうからだったら遅いの。

このときに日本医師会はどういうことで反対してるかということ、自分たち、知ってるものでも75歳以上の後期高齢者医療で治療に来る方の、治療をやめる方の約4割はお金がないからだ

いう情報で反対するんですよ。歯科医師なんかは医師会よりももっとひどくて、まず治療中断された第一番は、歯医者さんの治療を中断するそうです。ここは5割以上を超えるんだそうです。それで、今でもこうなので、2割になったら7割の医師と歯科医師会の方々が受診抑制につながると言ってるもんだから、日本医師会はやめといたほうがいいと言ってるわけです。

片や老人会のほうは、これは厚生労働省が出してる資料でもうなぎ登りに1人当たりの医科診療費というのが69歳、74歳、75歳以上が非常にふえてくるという傾向あるんですよ。だから政府は75歳以上を切り離して後期高齢にして、より負担がかからないようにしたんですけども、そういう意味でいえば、年金暮らしの方々が、ここに書いてあるように、特にひとり暮らしの方は生活保護基準以下で過ごしてる方もいらっしゃる、今読み上げた中にもいらっしゃいますけども、そういう中での医療費負担というのは、高額医療があるといっても2割負担が大変だということを言ってるんだと思うんです。

先ほどこのお金をどうするんだという、そうはいっても、ほな、これを若者で負担するのかとありましたけども、私たちが言っているのは、高齢者の医療費を誰が負担するのかとか、子供の教育費を誰が負担するのか、そういう世代間で競争し合うようなことではなくて、本来、社会保障費がどれだけ要って、そこをまず優先に国のお金を使っていくのではないかということです。ちょっと言ったらすぐ嫌がってやじが飛ぶかもしれませんが、国会で問題になっているのは、今、安倍さんが一番指摘されてるのは、アメリカの飛行機の爆買いというものですよね。もうあれやめてくれたら、この後期高齢の引き上げようということもしなくて済むんじゃないかという論議を出しているところです。

それで、細田議員は、今そういう話なされてないということですけども、こういうことが経済諮問会議とかあって、とりわけ安倍首相は、経済諮問会議の言ったことを社会保障の会とかで押し通してきたという経過があるわけですよ。十分に注意を払っていく、だからこそ自民党を推している日本医師会ですら危機感を感じてやめてほしいと言ってるんだということだと思っんです。これは共産党が出したから反対しようではなくて、一致できることではないかと思うのですが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって……（「おい、まだ」と呼ぶ者あり）

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 10番、細田です。今、真壁議員言われたのはもっともですが、直近の話が出ましたね、11月でしたかな。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうですね。それで12月だったかな、後期高齢議会にもこの話が出まして、連合長は鳥取市長さんでございませ

で、この件に関しては全国市長会としても断固反対するという意見が出ました。この間の2月議会にもこの話がありまして、それはずっと言ってますし、今現在、国のほうの社会保障審議会ではそういう議論がなされておられませんとはっきり言われまして、私もそれを確認とりましたら、どこか知らんけど立ち消えになっちゃったと。

けども、今、真壁議員が言われました経済財政運営と改革の基本方針の閣議決定の中に書いてありますのは事実です。けども、今、この社会保障審議会は社会保障全般のことを審議して、来年、再来年、介護保険が始まり、また改正になります。医療保険も来年ですか、改正になります。そっちのほうを重点に行っちゃって、この話が宙ぶらりんみたいになっちゃうみたいでして、もしもこれが俎上にのるようであれば、その情報は早速入ってまいりますので、そのときにはもう一度、厳しいけどきちっとしたのを陳情として、例の地域協定と同じように全国知事会が出したようなことをしてでも出したいと思いますが、この文章が俎上に上がるというのは去年の話なんです。ことは今もう介護保険と医療保険のほうに入っているみたいでして、途中で立ち消えになったという情報が入っておりますので、もうちょっと待っていただきたい。この意見、中身は賛成でして、何とかしようと思えますけども、今はいけません。だって、そういうことで全国の市長会やちが今もう出てないということになってますので……（発言する者あり）そういうことでこの件については、今は時期尚早だということで反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第38 発議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第38、発議案第3号、米軍基地負担軽減に関する意見書を議題といたします。

提出者であります議会運営委員会委員長、景山浩君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、景山浩君。

○議会運営委員会委員長（景山 浩君） 9番、景山です。

.....

発議案第 3 号

米軍基地負担軽減に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 31 年 3 月 22 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 景 山 浩

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——別紙を読み上げて説明にかえます。

.....

別紙

米軍基地負担軽減に関する意見書（案）

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず、広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、「米軍基地負担に関する研究会」を設置され、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに研究を続けてこられた。

我々はこの中で確認された現状や改善すべき課題並びに、日米安全保障体制の日本の防衛に及ぼす重要性を十分に認識しつつも、基地所在自治体や住民の生活に直結する問題であるという問題意識を共有すべきとの観点から、全国知事会の提言を支持し意見書を提出する。

記

1. 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。
2. 日米地位協定に関わる、日米合同委員会の運用改善を図ること。（航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること）
3. 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること。また飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

4. 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第3号、米軍基地負担軽減に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

日程第39 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第39、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、地方行政調査の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第2回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成31年第2回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後3時00分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月4日に開会され、本日まで19日間の会期でありました。提案され、審議された案件は、平成31年度一般会計予算を初め、各会計の平成31年度予算、平成30年度補正予算、条例改正など、多数の重要案件でありました。

議員各位におかれましては、議会の期間中、終始熱心に御審議をいただき、全て議了することができました。その御努力に対しまして深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町長を初め、執行部におかれましては、議会審議に対し、常に真摯な態度での対応に敬意を表します。

3月6日、7日での町政に対しての一般質問及び議案審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分に反映されますよう強く望むものであります。

また、永江教育長の3月末での退任が提案されました。永江教育長におかれましては、合併以来、南部町教育の充実・発展のため御努力してこられました。その功績に対し、敬意と感謝を表します。

さて、寒かった冬も過ぎ、春が訪れてまいりました。各地から桜の便りが聞かれる季節となりました。南部町でも、城山公園、法勝寺川土手、緑水湖周辺の桜が見ごろとなってまいりました。

議員各位におかれましては、健康に御留意され、町政発展のため御努力されますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。大変御苦労さんでした。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月4日から本日まで19日間にわたって開催され、平成31年度予算、平成30年度補正予算、または条例改正など32議案について御審議いただきましたが、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。66億9,800万円の新年度予算を速やかに執行し、町民生活の充実を進めてまいりたいと考えています。

さて、6日、7日の両日には、10名の議員の皆様から18項目にわたる町政に関する一般質問を頂戴しました。12月議会に引き続いて、防災に関する事項や、農地・山林の荒廃防止、そして地域経済の振興や、町の活力対策などの御質問が多かったように感じました。また、西伯病院に求める機能と、そして持続可能な経営についても活発な御議論をいただきました。

確固たる処方箋や特効薬のない課題も多かったと思いますが、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思えます。私の勉強不足の面もあると思えますので、今後とも御指導をお願いいたします。

いよいよ今年度も余すところ1週間余りとなってまいりました。恒例の一式飾り、さくらまつりは本年4月の6日、7日に開催を予定していますが、例年以上に暖冬の影響で桜が早く、一式飾りを桜の下で楽しんでいただけるか、私としては大変心配しているところでございます。ことは新たな試みとしまして、竹灯籠、竹あかりを進めておられます。祭りが盛り上がるというぐあいには思っていますので、多くの皆さんにぜひ参加いただきたいと思います。法勝寺宿の皆さんのお力で5区のあたりに50基、観光協会を初め、建設業協会のお力で桜堤に700基、そして大国地域振興協議会の御努力もありまして、西伯病院からグリコあたりまで桜堤に300基の竹灯籠、竹あかりが夜を照らすという試みが始まります。竹を使い、竹を楽しむ、それをぜひ新たな南部町の文化にしたいと願ってるところでございます。

先ほども議長が言われましたように、今年度は多くの職員と別れの季節がやってまいります。先ほど新教育長の同意をいただきましたけど、長年手腕を発揮いただきました永江教育長を初め、ここにおります多くの管理職も退職を迎えます。花の便りとともに新たなスタートの季節を迎え、少し気ぜわしく、また、寂しい時期を迎えますが、議員各位には御自愛の上、お過ごしになりますようお願い申し上げます、閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。